

(第十一部)

第五回参議院農林委員會會議録第十三号

(二六五)

昭和二十四年五月七日(土曜日)午前十一時五十分開会

本日の会議に付した事件

○酪農調整法を廃止する法律案(内閣提出)

○食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○農林(畜産)委員(畜産) これより農林委員會を開会いたします。先ず酪農調整法を廃止する法律案を議題といたします。政務次官より提案理由の説明を聴取することにいたします。

○政府委員(池田幸右衛門) 只今議題となりました酪農調整法を廃止する法律案の提出理由を御説明致します。

酪農調整法は、牛乳生産者と製酪業者との取引関係、製酪業者相互の競争関係等を調整する事を内容とするものでありまして、昭和十四年に制定されて以来我國酪農の安定と発達に資する所があつたのであります。同法第二條乃至第五條に関する牛乳の販賣統制、牛乳取引条件の許可、製酪企業の許可等についての統制規定は、行政廳がその権限を行う場合の基準が不明瞭で妥當を欠く点があり、又第六條乃至第十七條は、製酪業の統制団体である製酪組合の組織に関する規定であります。同組合が昭和二十三年二月間銀機關に指定されたため空文となつておられますので、同法は、廃止す

るを適當と認め、本案を提出する次第であります。何とぞ充分御審議の上速に御可決あらんことを切望致します。

○委員(堀見義男) ちよつと速記を止めて。

午後零時三十分速記開始

○委員(堀見義男) 速記を始め。では酪農調整法を廃止する法律案に関する質疑も、大体これで終了したように思います。これから直ちに討論採決に入りたいと思ひます。別に御意見もないようでありますから、直ちに本案を議題にいたしまして採決いたします。政府提案の通りに可決することに賛成の方の御起立をお願いいたします。

〔議員起立〕

○委員(堀見義男) 総員起立。よつて提案通り可決することに決定いたしました。尙多数賛成者の署名をお願いします。

多数意見者署名
石川 進吉 國井 淳一
岡村文四郎 門田 定藏
徳川 宗敬 加賀 操
北村 一男 星 一
板野 勝次

○委員(堀見義男) 尙本會議における委員長報告は例によつて然るべくお任せをお願いいたします。ではこれで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時四十分開会

○委員(堀見義男) それでは只今から農林委員會を再開いたします。昨日に引續いて、食糧確保臨時措置法の一部を改正する法律案について、質疑を続行したいと思ひますので、どうぞ御質疑をお始め願ひます。

○池田(堀見義男) あの農家の保有米の問題ですが、これは私の前文書で一度轉落農家の保有米について質問したから、文書の回答があつたんですが、私は轉落農家の場合でも、完全保有農家と同じように、四合なら四合の保有を取らせるのが、本当じやないかとこゝろに考へておつたんです。ところが政府からの答弁書を見ますと、轉落農家というものは生産者でもあるが、一面消費者なんだ、だから四合じやなくて三、一五合ということになつておると、こゝろに答弁であつたわけですね。一應轉落農家は、一面消費者であるということ、これは疑もない事実であります。併し農村の現代のいろ／＼なことは農林省當局でもいろ／＼御調査でお調べになつて分つておる通りで、食糧といふものが、その労働といふものと脱み合せてですね、配給するものであるとするならば、私は現状においては、若しこゝろに完全保有農家が四合であるならば、轉落農家の方は四合以上でなければならぬといふことになるんじゃないかと思ひます。こゝろは、一面消費者だと思ひますが、轉落農家といふものは、多くの場合は、大きい農家に對

して労働に出ているのです。それに轉落農家の人は、決して百姓以外の事務とかそういう外の副業をやつてゐるのではないのです。大概は大きい農家に行つて田植であるとか、稲刈をやるとか、そういう重労働に従事してゐるので、相当大きな農家の主人公よりも遙かに酷い労働をさせられる、従つて腹も余計減るわけですね。大体轉落農家即ち零細農家の兼業、副業は何であるかといふことは農林省のいろ／＼な調査に現れてゐると思ひます。ですから、當局はどういうふうに考へておるんですか、そういう面は考慮されないでしようかね。

○政府委員(安孫子龍吉) お答え申し上げます。一部保有農家の保有米は完全保有農家と同様に考へるべきであらうじやないかと思ひます。大體常識から申しましても、それから一部保有農家の現在の現状から申しまして、完全保有農家と原則的に致さず考へるのが、一つの道筋だと存じます。経済的なことを申しまして甚だ恐縮であります。二、三年前と記憶をいたしますが、非常に食糧需給の均衡を失ひまして、深刻な問題が起きた時代があつたのであります。その際にこゝろを切詰めなければならぬと考へて行けんといふ情勢にありまして、たゞ一面で以て御回答申し上げたように、一つの考へ方をいたしました。生産完全保有農家よりも、一部保有農家について、多少現狀からいたしました、

實狀からいたしました、引下げて我慢して賣りより外はなからうといふ趣旨から三合一五といふ線に決まつたんです。併しながら私共はこれは完全保有農家と同様に考へて行くのが適當であらうと、こゝろに考へておられますので、これが引上げ方についてはいろ／＼と交渉もいたしておるやうなわけでありまして、ただ全体の需給の状況からいまして、まだその實現を見ていないのは非常に遺憾であります。が、そういうような経過で三合一五になつておる、これで私はいいのであるといふふうには考へておらんといふふうに御了解願ひます。

○池田(堀見義男) そうしますと、それはいつ頃から對等な取扱いになるわけなんですか、いつ頃になりましてよろか。

○政府委員(安孫子龍吉) 二十三年の、アメリカの會計年度で申しますと、一九四九年の會計年度において、この点はいろ／＼交渉をいたしたのであります。全体の關係からいまして、その實現を見なかつたわけでありまして、一九五〇年におきまして、いろ／＼只今折衝中でありまして、完全保有農家と同じやうな程度に見るといふ段階にはまだ達していません。今後日本の輸出力が相當伸びまして、日本の自力によつて相當食糧が入り得るといふやうな段階が來ますれば、ある程度の解決ができるのではないかと、従つて差當りいつ頃かこれが同等になるといふやうな答へはでき

ないような状況にあるのであります。
○池田重雄君　そうしますと、これはまあ農林省だけの努力ではなく、対外的な関係もあるでしょうから、急速にどうこうということはできないにしてもですね、これは日本の農業の事情というものがそうであるならば、よく分つて頂くようにしなければならぬと思ふので、つまり今私は非常に供出が出過ぎるというの、そういうところにも一つの原因があると思ふ、というのは私達が歩いておられます、轉落農家の人が外に行つて働く場合、金よりも物が欲しいという言ひです。金は要らないから米で賃金を貰いたい、こういうようなわけなんです、今度は金の方はどうかという、やはり飯も食わしてやらなければならぬし、金を拂うより米を呉れてやつた方がよく働くという考え方が、多く人を雇うような農家は成るべくならば供出を減らすという事はおかしいが、余分に取つて置くというやうな作戦をとるわけです。こういうやうなことで轉落農家の米を多少減らしたという事は、逆に供出の方ではマイナスになつて来るということにもなると思ふのです。それで大変いいやうであります、節約をさせて逆の効果が高だし、逆の効果が發展して来ると思ふ、もう一つはこれは供出の方の利益であるかどうかという問題ですが、その外に今度は何と言いますか、土地制度の改革なんかをやつて、農村では貧乏人も貧乏でない人も對等になつたという状態に一應来たわけですが、最近では米を持つている農家と米を持たない農家との間には、やはり昔の地主、小作制度というやうな暗い

関係が發生しつつあるわけです。ですからやはりこれは食物には勝てませんから、べこ／＼してしまつて、多少とも米の裕福な家に対して頭を下げる、そして支配される、そして非常にきつたない支配のされ方が出て来るというやうな状態になつてゐるわけですから、こういう点は連合國の方でもよく説明すればお分りになると思ふので、だからこれはそういう点について、農林省には非常に詳しい統計も調査もあるのですから、それを活用なすつたらいよいよやないかと思ふのです。それからもう一つ、これは質問ですが、関連しまして、今年の超過供出はすでに百三十万石を出された、これはまあ新潟のような特殊な地帯もありました、そういう方面からの寄附で完了したのだと思ふのですが、そうでないところ……私が千葉縣と茨城縣について四、五日前に聞き通つて見たのですが、どうもこの二つの縣なんかで行われた超過供出というのは超過供出ではない、單なる追加割當ですね、決して超過生産のあつた人に対して割當てたのではなく、超過供出の二万石とかいう割當を、これを段別割で誰彼の差別なくやつちやつたらしい、これは現在配給を受けている農家にも三升なり五升なり割當をしてゐる。結局そういう農家も配給米を出したのか何か分らんが、出してゐるらしい、量は三升とか五升とかで少いですが、これは千葉縣茨城だけじゃない、相当廣範囲に超過供出という意味とは全く違つた單なる保有米から割いて出す、或いは保有米がない場合は配給米から割いて出すというやうな出さる方をしてゐるのじやないか、こういうふうに私は考へてゐる

のでございませう。これは私が二つの縣について大難把に見ました結果なんです、若しこういうことがこの二つの縣について行われたとしてもですね、或いはその他にもつと廣く行われておつたにしても、相當重大な問題じやないかと思ふのです。その量は少いけれども、併しやり方としては、これは超過供出というものは全然違つたのですから、問題だと思ふのですが、この点は管理局の方ではお分りになつてゐるんですか、或いは分らないのですか。
○政府委員(安部三郎官)　今回の百三十万四千石の超過供出の目標の指示に際しまして、いろいろ点から検討いたしましたのであります、縣別に作報の案、高調査と補正當時の關係から見ますと、端的に申上げますれば、縣ベースにおきまして超過供出の目標を示すことが適當でない縣が数多あつたのであります、今御指摘の茨城、千葉については、その数多の縣には該當しないのであります。この点については作報の案、高調査等についていろいろ議論のあるところは御承知の通りであります。この案、高調査と補正當時の推定供出の目標を示すことが縣ベースとしては適當でないというふうに思われる縣に對しまして、二千石とか三千石とかの率は目標を指示しておるのであります。それは縣ベースにおいてはさうであらうが、縣内においてやはり事前割當よりも余計に取れました地方なり或いは農家もあるといういろいろの実情及び聴取り、縣の見方というやうなものも參照いたしまして、そういう決定をいたしましたわけでありませう。それで只今お話のようにそれが眞実に超過生産の行われました農家にいきますれば、問題は無いのであります、地方によりましていろいろな末端割當の不均衡不合理と同じように、目標の指示につきましても同じやうな事例が地方において相當行われたということ、これは私も承知いたしております。又縣によりましてはそういう考へ方ではなく、要するに日本全体の食糧需給の観点から、縣全体としては非常に超過供出のできる農家が少いけれども、一つの精神運動をいたしまして、一と握り運動というやうなものを起しましてこれをやつたところもあると思ひます。併し超過供出目標の指示をいたしました趣旨から申しますと、かような措置では適當でないと思ひ考へております。この末端割當の公正化につきましては、いろいろ問題があります、この方面の是正については池田さんからいろいろ以前に御意見も拜聴いたしておりますので、できるだけ努力をいたしまして、そういうやうな措置がないように指導して参りたい、かように考へております。

○池田重雄君　まあこれは取つてしまつたのですから、今更どう言つても仕方がないのですが、(笑聲)ただこゝで一つ相當大きな不公平が起るので、と言ふのはこういうことなのであります。出さなくてもいい米を出した、それで又配給を受けるわけです。そうすると今度は値段が高いくから、一升二升の人はいいのですが、岡村さんの方なんかのように相當大きい農家になりますと、相當大量に出しまして、そうして又配給を受けるわけです。受けますと価格差が非常に大きいのです。これは轉落農家で當然配給を受けるべき米

が高いと言ふのなら、これは構わないのですが、自分が保有米を出して置いて、又配給米を受けるのに今度はえらく高い米を買わなければならぬ、こういうことになつておるわけなんです。これはやはり取つちやつたのですから、今更返さそうと言つてもしょうがないですが、併しただ値段の点は何とか政府の方で考へて呉れなければならぬのではないのでしょうか、大したことでもないと思ふのですが、併し出して貰わんと苦しいです。
○政府委員(安部三郎官)　還元米について常に價格の問題がありますと共に、從來還元米という慣例の下に操作をいたしました米については、御承知のように生産者價格にその地方の保管料その他の実費を加えたもので出しておるわけなんです。本年からこの還元米という考へ方を相當きつ／＼締めて來ております。食糧管理法の一部改正の趣旨でありまして、農家用等について相當きつ／＼と申しますと語弊がありますが、理論的な操作をやつて行かなくちやならぬやうな状況にあります。従いまして今後はこの問題を円滑に処理いたしますためには、どうしても逆の方向ではあります、供出の末端割當の公正化というものを大きく取上げざるを得ないと思つております。それをやらない限り、只今御指摘のありましたやうな還元米的な性質の食糧の数量が相當多額に上る、それが全体の情勢から申しましてなか／＼出しにくいということがありますので、一つの行き方としては邪道ではあるかと思ひますけれども、末端割當の公正という点については今までのやうなゆとりのある考へ方ではなく、もつと切實

米をもちたない農家の間には、やはり
昔の地主、小作制度というふうな暗い
いか、こいうふうには私は考えている

な問題として取上げて参らなければなら
らん、こいう工合に考えておるま
す。差当りの問題として價格をどうす
るかという問題であります。還元米
としてこれを取扱いますのならば、従
来と同様に生産者價格は、保管料その
他のものをプラスした上で出すとい
うことになると思います。

○池田恒雄君 安くするわけですか。
○政府委員(安孫子龍吉君) 還元米と
いう考え方でこれを操作いたしますれ
ばこいう價格になります。

○池田恒雄君 若しそうだとしますと、
これは私は一つの郡について非常に詳
しい調査をして来たので、地方事務所
がはつきり出したものなのですが、こ
れは競り上げるのは面倒ですから申し
ませんが、あとで差上げてもよろしい
のですが、それによりますと、これは
或る地方事務所の所長及び食糧課長等
がはつきり申しております、町村長
その他の方々も私に対してはつきり言
つておるのですが、こいう方々が、
供米をさせるに当つて必ずこれは返す
からこの際出して貰いたいといつて出
されたわけなんです。縣廳の方でも、
知事もそれはとにかく出して貰え
ば何とか処置する、殺すようなことは
ない、必ず配給する、こいうような
ことで一應一〇〇%供出といふこと
にしておるわけなんです、ところが最
近になつて、それじやさつそく出して
呉れる、米を配給して呉れる、こいう
なら町村長は弱つておるらしい、縣廳
の方でも米が貰えないといふような
わけ……、そしてどうも何ら農林省
なり縣廳の方でも米が貰えるか何と
かいうお見通しが何もなく、人を騙す
ためにこいう約束をしたのではない

かといふような話に今なつて来てお
るわけなんです。それからもう一つは直段の
問題があります。還元米ですからこれ
ははつきりしておるのですよ、数字
が……、一戸々々調査して……、これ
らのものが配給を受けたときは、生産
者價格と供出した直段と若干手数を
プラスしたもので、それでよろしい
のかどうかといふことをこの際長官か
らはつきりして置いて貰わないといふ
くないのです、もう一つは保有から
出したといふことは明瞭になつてお
るのですから、調査で……、従つてこれ
だけの米は又還元して貰えるかどう
か、それだけの用意をしてあるかどう
か、つまり農林省が裏付けをしてそ
ういふ約束を町村長や府縣知事に対
してやつたのかどうか、この点もはつき
りして貰わんと、非常に五、六月から大
問題になるのです。この際長官の腹を
はつきりさして置いて貰いたいと思
います。

○政府委員(安孫子龍吉君) 二十三年
産米の供出に關連しての還元米の問題
は、補正當時からいへば問題があつ
たわけなんです。その点については始終本
省といたしましては明瞭な態度をとつ
て参りました。それは率直に申し上げま
すと、還元米といふものは、本年は考
えないといふことを知事會議の席上で
も、或いはその他の機会においても実
は言明をして来ておるわけでありま
す。併しなから突如から申しますと
と、必ずしも則ちが公正に行つてお
る部門もあるし、又その他の原因から
いたしまして、農繁期等において農家
が非常に飯米に苦勞をする。翌年度の
再生産に非常な支障を来たすといふ事
態も絶無とは申せないような状態にあ

りますので、その点については何とか
我々としては責任を以て善処して参り
たい、こいうことを言つております
し、又今のところこいう考え方で進
んでおります。従つて御質問の点を
はつきり申上げますならば、今年に還
元米といふ形においての米の操作は
たさなないといふ考えであります。併
しなから農繁期等におきますいろいろ
の農作業上必要な食糧については善
処して参りたい、かように考えてお
ります。

○池田恒雄君 保有米を切つたとい
ふ点です、お伺いしておるのは……
保有米を出しておるわけなんです。そ
の出した保有米だけで返して貰える
かどうか、こいうことなんです……
○政府委員(安孫子龍吉君) その点も
詳細な御調査をお持ちのようでありま
すが、実は保有米を切る、切つたと
いふ問題も相當これは收穫高の關係か
らいたしまして問題はあるかと思
います。併しその調査をどうこう申上
げるわけではありませんが、先程も申
上げたことを繰返すことになりましか
れども、末端においていへば、供米奮
勵の際に保有を切らなければ出せない
のだ。これを一休どうして呉れるのか、
こいうことを生産者の方から強く言
われましては、指導者の方から強
たしましては、供米を完遂するため
保有米を切つたならば、それはあとで
見てやるから差当りこの際に出せとい
う……、ここの點を奮勵してはいる事
例も聞いております。この點は非常に
無理だと思ひますが、こいうしたもの
については還元米といふ考え方でなく
やはり農家の農繁期における食糧の充
實……、こいう考え方でそれを考
えて参りました。

い、かように考えておる次第でありま
す。

○池田恒雄君 そうすると非常に数字
が合はなくなるのです、で、私が調
査したといふのは、私がしたのでなく
て、これは何か軍政部とかからの
頼みで地方事務所が数字をはつきり出
させておるわけなんです。且つ地方事務所
が保有米を切つたといふことを確認し
ておるわけなんです、ですから農民
が勝手に俺の家では足りないとか何と
かいう数字じやないのです。でありま
すからつまり轉落は明瞭なんです。何
月から轉落するといふことが……、だ
から結局これは還元米するべきもの
なんです。だからそれに対して還元する
用意があつて縣廳なら縣廳がこいう
ことをやりましたのか、何の用意も
なく取
りさすればよいといつて購してふ
だくつたのか、この点が明らかである
べきだと思ひ、もう一つこいうふう
に出させたといふことははつきりして
いるのです。縣廳の方で受取費でも
返るわけですから……、従つてその見
産者價格で配給を受ける場合には安
い、この点を甚だ申訳ないのです、
う一遍……

○政府委員(安孫子龍吉君) 只今のお
話の点で、地方事務所等において調
査をしたといふものも私共共に見
ております。それを從來のごとく還元
米といふ考え方で考へて行くかどう
かといふ点を繰返して申上げますが、
今年に還元米といふ考え方は採ら
ない、農作業に支障ない程度に農繁
期の食糧を充實して行くといふ考
え方で行きた
いと思つております。従ひまして價
格は明瞭に申しますと從來のごとく安
い、

値段ではなく一般の消費者價格で行
くといふ考え方をいたしております。

○池田恒雄君 それだけで、どう
にもなんないのです、それですか。
○榎野勝次君 局長のはつきり申され
るのはいんだけれども、やはり農村
の生産のできるような状態を考慮し
て、ここのところどうしてうまく答
へて行くかといふような格好で成る
べく、行
かんようにして貰いたいと思ひ、
それは今池田委員の言われたこと
と連する、僕は見方が悪いのだと思
うのですけれども、二十四年産米の
飯用保有數量の前には一日平均四
合となつて来て、いろ／＼と書か
れておるのだが、先程のように轉
落農家が三
合配給といふようなことを明示され
ておらないのです。これはどうい
うわけ
なんです。農業計画の中の飯用保有
數量といふものが、いろ／＼面積、
人口、
こいつたものの算出方法なんか出
されておるわけなんです。そして欠
作のある生産者についても今度は
措置したようなことが書かれて
おるわけなんです。

○政府委員(安孫子龍吉君) どの資料
ですか、我々が保有計算をいたしま
す場合にはやはり一部保有農家につ
いては三合一五才といふことに保有
高を産出したしております。

○榎野勝次君 それで平均丁度四合に
なつておるわけですか、この飯用保
有數量の一日平均四合これは年
齢別に差があるでしようが、それで
丁度こ
うことになるのですか。

○政府委員(安孫子龍吉君) ここの
書いてあるのは完全保有農家につ
いて書いてあるものなんです。

○榎野勝次君 のみですか。

○政府委員(安孫子龍吉君) どの資料ですか。

○板野勝次君 農業計画の算出基礎、昭和二十四年度米類農業計画算出基礎という、これはこの前貰つてあるのですけれども、それから行くところとも計算が……

○政府委員(安孫子龍吉君) 多少混乱いたしましたので、訂正をいたしたいと思いますが、昭和二十四年度米類農業計画算出基礎といたしまして、三に飯用保有数量、一般生産者につきましては從來通り十日一人平均四合の保有基準により云々、建前から申しますと一部保有農家、いわゆる三合一勾五才の基準になりますものは供出の対象にならないことに大体なるわけでありまして、完全保有農家については四合で、飯用保有量を計算して出しておる、こういうことなんです。

○板野勝次君 そういふ点なんかやはり農業計画の場合にもはつきりとして置いて貰ふ必要はあると思ひます。置いね、それに関連して今池田委員の関連した問題についてやはりこれは奈良県でも、他の縣でもあるのですが、奈良縣から言つて來ておるのはこういうことを言つて來ておるのです。本縣は零細農家多く、従つて一年間の保有米を有せず、轉落農家として配給を要する者日毎に増加し、四月分でも最低必要量三千六百五十四石に對し政府よりの割当量は二千五百石にして、平均十日間の欠配を余儀なくしておると、こういうことを言つて來ておるのです。

一般の消費者は配給を受けておるのに、一畝か二畝を耕作するだけで欠配されにやならんと、こういうので非常に困つて來ておる、これと同様なことをや

をやはり四月二十二日の毎日新聞が、農林省では轉落農家への主食配給の枠を思い切つて引縮めたため配給米棚上げとなつて明日の食糧に困る者が続出しておる、そうして耕作放棄して消費者になる、耕作を放棄してしまつて消費者になつた方が多いのだというふうな申出で、者が殖えて來たところいうふうな傳へられておるのですが、ね、そういう状態について御存じない管はないと思ひますが、その点の事情を一つ。

○政府委員(安孫子龍吉君) 先程は澤元米のお話でありましたが、これに関連いたしました、つまり從來の農家用といふものが非常に不明確なものであつたのであります。末端に参りますと市町村長は農家用につきましましていろいろと供出の場合に約束をさせられる部分が多いのであります。それを併し正規の枠でなか／＼認め得られませんでした、一つの行政措置といたしまして一般消費者の枠において農家用を附つておつたという面が相當あるものであります。併しそうした措置によりまして比較的從來は四割に参つて來ておつたのであります。段々配給に關しますこの段階に参りまして、一般用と農家用の間を峻別をいたしまして、農家用について農家用の枠を設け、これを越えて出すことはできないというよりな状況に相成つて來たのであります。これが当初からそうした状況であります。なるならばいろいろ措置もあつたかと思われまが、と申しますのは供出關係の方の是正から問題が出ておる部分が多いのであります。併し少くとも現状においてはそういう措置をとることに

なりましたために、急にその改善が行われまして、從來は適當にやつておつたのが適當にできなくなつたといふ事情のために、只今御質問のありましたような事態がこちらこちらに出て來たことは十分承知いたしております。一例を申上げますならば、和歌山縣、只今のお話のありました奈良縣、靜岡、千葉、茨城、群馬、埼玉等において深刻な問題が出て來たのであります。我々といひましてそうした状態を放置するわけに参りませんので、い／＼善後措置を講じまして、この枠の或程度増加等を考えまして、多少只今のところ小康を保つておる、一時よりは改善された状態にあると私は考えております。併しこれが改善につきましましてはもと／＼努力して参りたい、かように思つております。

○板野勝次君 改善の問題は考えられてただけじゃ駄目なので、早速対策をとつて貰はないと、つまり耕作を放棄して消費者になる、もう馬鹿々々しいじゃないかといふことになつたのでは、一方では食糧の増産を確保しなさいやらん、一方では轉落農家は一般消費者よりも非常に悲惨な状態にある、これじや抛棄してしまふといふことになる。と逆の現象が出て來る、單なる改善じやなくて速効を要する、單なる改善じやなくて速効を要するといふことに対して應

急の処置をとるといふようなことをやれないものであつたか。

○政府委員(安孫子龍吉君) 改善策について考えるという意味は、その時間を置くと意味じやありませんで、奈良、和歌山その他の數府縣について

は我々としてできる範圍内の緊急措置はとつたつもりでございます。現在もとりつたわけでありまして、そうし

た努力を今後とも継続して参りたい、こういうことであります。

○板野勝次君 処置というものは若し具體的に分りならどういふ処置をおとりになつたか。

○政府委員(安孫子龍吉君) 端的に申上げますれば、農家用の当該都道府縣に對します枠の増加であります。

○板野勝次君 どの程度枠を増加されたわけですか。

○政府委員(安孫子龍吉君) 只今その数字は持つておりませんが、府縣廳とい／＼折衝いたしまして事態を或程度緩和し得るだけのものは考慮して、現に実行しておる部分もあるわけでありまして。

○委員(梶見義男君) 今の板野さん御質問の奈良縣の分は私も陳情を受け

たのですが、それで確か食糧長官、差當りのものとして二千石か何かを出して、それから更に第二回目的のことを考慮中だとかいふようなこととじやなかつたですか。

○政府委員(安孫子龍吉君) 奈良縣についてはさうです。

○板野勝次君 ですから私の聞きたい点は、消費者と比較してみればそれを枠を振つたためにもう消費者になつた方がいふといふ傾向がなくなつて來る状態にあるかどうか、そういう点なんですね、そして消費者よりも欠配等の起る状態が依然として枠を振つたけれどもまだ続いておるだらうとかいふ点、そういう面なんです。いくらから増してみたけれども依然としてやはり欠配状態にあるというのでは、耕作放棄して消費者になつて行くといふふうな方向を助長しますから、そういう点で或程度まで安心する枠の振

方ができたかどうか、こういう点なんです。

○政府委員(安孫子龍吉君) 耕作放棄の問題は主として、最も緊急な問題として、新聞等にも出ましたのが埼玉縣の一部なのであります。私の方からも実情調査にやりました、まだ十分なる報告は得ておりませんが、只今御質問のように至るところに耕作放棄の傾向がある、その原因は農家への配給が原因だといふことに集約されておると思ひますが、やはり耕作放棄の原因

といひまして、その他いろいろあるかと思ひます。併し少くともその農家への米が非常に足りないために、耕作放棄をするといふようなことのないように、我々は努力して参らなければならんと思つておりますが、和歌山、奈良等については、大体さうした事態が改善されておるといふふうに聞いております。埼玉については詳細な報告もあるものでありますから、別に調査した結果を申上げたいと思ひます。

○板野勝次君 埼玉についてもさうであります。私はこの前やはり千葉縣の問題について、質問した時に、長官はできるだけ努力しておる、状態も調査してみたいといふことであつたので、その事情も一つ今日は無理でしやうが、お知らせ願ひたいのです。

○岡村文四郎君 どうも考えれば、考えるほど日経れば益々ほど分らなくなつてしまふといふことは、第一國會にこれを出されて、街頭演説未了になつて、第二國會に出されてやつと論議の末で、食糧確保臨時措置法が、今度の改正でどうなるのか分らなくなつた、そこで心配になることは、超過供出ではなくて、あるだけ出せとい

に困つて來ておる、これと同様なこと
多いたるやうな、例に於ては、
においてはそのやうな措置をとることに
とりつてあるわけでありませう。そうし
う点で或程度まで安心する程の抜け
供出ではなくて、あるだけ出せとい

う、こゝういふのならば分るのでありま
すが、それでもないし、その肚腹がど
こかにあるのだらうと思ふのですが、
そこでこゝういふことになるというこ
を懸念して、非常論議されて、その時
は農村からも非常に人が出て來まして
百姓といふものは作れば作るほど、多
く獲れば獲るほど供出せられて、方
法がつかんから、何とかその点を決め
て貰いたいというのが、全体的希望
で、公聴会は開かなかつたのですが、
政府の方でも我々の方でも大体それ
を諒として、この線を引いて來たわけ
であります、そこまで行かん先に、又
改正される、その趣旨がいろいろ書い
てあるが、主たる狙いは司令部が示さ
れたように、大体年によつて非常に收
獲が上下いたしますが、あるものだけ
け出せ、こゝういふのだと思ふのです。
そこで獲りましたものを出すことは、
結構であります、場合によります
と、價格が變つて、超過供出で三倍價
格で賣つて貰ふのなら、保有量を出し
て、その代り作業時期にとりしても食
うものがないというこゝうになれば、ど
うしても何とか食費の方で考へて呉れ
れば、これは儲かるから結構ですが、
それも行かんと思ふのです。そこで何
を考へてみても、考へれば考へるほ
ど、今度の改正が非常に肚の黒いこと
があるのじやないかと思ふ、これは
あるのならばさつぱらににあるよう
にして貰ふんだ、我々が百姓に向つて
示す時分に、どうもそれ見たかとい
ふことになるやうな気分が多分にいた
します。いろいろ心配する点があるの
ですが、この肚が黒いか、黒くないか、
はつきり示して貰わなければ、超過供
出は非常にむずかしい、見方によつて

獲れたと申し、獲れんと申す、この数
字を市町村に割當すると甲乙があつ
て、万遍なく供出がでないで、非常
に無理が行くという心配が多分にある
と思ふます。これは本當は何とぞか
たいと思ふのですが、潰せるかどうか
分りませんが、この法律を決めると相
當後で波瀾が起ると思ふ、これは前
に言つて置かんことと分らんこととす
か、今のうちに慎重も慎重、大慎重を
期して決めなければならん、この法律
はなか／＼その簡単に決められるもの
でないと思ふ、この点どう考へてお
りますか。

それから法律にも入つておるし、説
明にもありますが、舊樹を伐採するこ
とを法律に規定してあります。これは
農林省の方でも、その調へはしてお
ると思ふのですが、私の見るところ
は、関東平野は、木一本もなく伐つて
しまつてはいかんと思ふ、あの林は必
要でない、これは決してどこへ行つて
もさういふことはありませう。北海道
には相當大いのがあつた、十勝平野に
幅百間の防風林があつたのですが、防
風林は百間なくても防げるというの
で、八十間は今何か作つておる、そ
ういふ關係で、関東平野くらい、東京の
陸元で悠長なことを言つておるの
と思ふ、これはどういふお考へか、
も腹立たしいと思ふます。

○政府委員(安藤子爵) 肚黒いと
ころがあるんじやないかといふお考へ
であります、私共食糧管理局とい
ましては、この法案を援へに際しま
して、さうした肚黒い意圖は全然持
ておりません。又運用についてもさ
ういふことは考へておるわけではあり
ません。事前割當制度の本旨から申し
ますならば、こゝうした制度はその意味
殆んど没却するゆゑになるのではな
いかといふことは、先程お話もありま
した通りだと思ふます。併し全然
ゼロになるのではなく、やはり農業生
産資材の獲得等を考へますと、こゝし
た事前割當制度といふものが、農業資
材、或いは農業資金の獲得の上にお
いて、相當有利な役割を占めておると思
います。それから超過供出につきま
しても、生産されたものを根こそぎ取
つてしまふといふやうな運用の仕方は、
私共としてはいたさないつもりで
あります。例へばこれは法律的な
基礎はございせんでしたが、今年の
百三十万四千石の超過供出目標を設
けたに際しては、さういふやうな考へ
方をいたしません、相當のゆとりを持
つてその目標を示したのであります。將來
の運用をいたしましては、是非さうい
ふことで行きたいと思へておるわけ
であります。それからやはり一つの事
實的な約束になると思ふますが、報償金
といふことについて議論があると思
います、やはり事前割當制度といふもの
がなければ、報償金は甚だ出しにくい
と思ふのであります。その辺から申
してしまふといふものではない、要する
に今後の運用に、我々いたしまして
は相當慎重を期さなければならんとい
ふ点が、残るであらうと思ふます。そ
の点につきまして十分法律の精神並
に事前割當制度の考へ方を尊重いた
して、運用いたして参りたいと思つて
おります。それからこの追加供出と申
しますかについては、非常に例外的な現

象になるかどうかといふ点は、私共と
いたしましてはやはりさう例外的な措
置ではなく、やはりその年々の状況に
もよります。減額補正の方は恐らく今
後毎年やらざるを得なからうと思
います。やはりそれと腕を合せまして、
相當作のいい地帯については、或る程
度の追加供出をお願いしなければなら
ないといふ事態は予想されると思ひま
す。運用について非常に肚黒いとい
ふことは考へておりません。

それから舊樹の問題であります、
この法文化については、いろいろ問
題もあつたのでございしますが、特に山
林の擁護なり、或いは樹木の耕作地
に対する非常な大きな役割という観点
からいたしまして、これは實は濫に流
れないやうにやつて参りたい、か
う考へております。

○岡村文四郎君 腹が黒くないかとい
うお話をしたら、黒くないという話
でした。これは奇麗だと思つてお
ります。(笑聲)ところが心配します
点は、今やつております政府の方で生
産意欲を昂揚したり、又さうするこ
とが農家に對して必要であるとい
うので、超過供出といふものを初め
て格も三倍にしておつた、ところが
司令部の方では非常に嫌つておる、
さうなると、今年は認めたが、駄目
だと、これと同じやうに又その供出
が駄目になつた、こゝうなつたら一
体どうなるのだ、そこで考へない
といふやうな資金であるとか、或
いは農業生産物に相當影響があつて、
これが役に立つておるといふ話
でしたが、それはさうだらうと思
います。併しなから向うさんが
それだけ儲かるものを農

林省がそれだけの力があるかないか
を、実は私は非常な疑問を持つて
おります。そこで言わんとする
ことは大臣がお出でになつて
おられます、日本のあらゆる職業
の中で農業が大事な職業はない
と私は考へております、と申
上げますことは、食糧がなければ
一日として生きて行くこと
のできない動物が、食料物を
いれゆる生産する者が何より
大事なものであると思へて
おるに拘わらず、日本の政府
も、又一般の人々も今は少し
しいが、どうも輕視して非常
に輕視して來た。今でも輕視
しつつあるものであります。

これが根本的に直らん以上は駄目だ
と思ひます、なぜ一体この體
民自党の政府が若し今の農
林大臣が百姓であるといふこ
とを、幸いに百姓第一主義に
持つて行けるかどうか、米は食
うことができません、食うこ
とはできません、それでこのま
ま行つておりますと、農林省
がいたために向うから言われ
る、スキップでは今は仕方が
ないと言つておる、やはり法律
の改正をするのじやないかとい
ふ心配が、將來に於ても背負
わせないといふ言明があれば、
これは別ですが、今度の指令
では、我々が決めたのでなく
て政府が決めたのであります
から、決議をしよう、否決を
しようといふ自由であります
が、なか／＼さういふことを
持つて行けんと思ひます。お
前々でくの百姓は何をして
おると、こゝういふことを百
姓は懸念する人もあります。そ
こで今こゝういふことを言
われておるが、きつとこれは
輸入食糧が外國の方で相當
作柄が良くて、さうして日本
に廻す時期が來ると、そんな
ものはいかんじやないか、こ
ういふことを又言

は、こゝういふのならば分るのであり
ますが、それでもないし、その肚腹がど
こかにあるのだらうと思ふのですが、
そこでこゝういふことになるというこ
を懸念して、非常論議されて、その時
は農村からも非常に人が出て來まして
百姓といふものは作れば作るほど、多
く獲れば獲るほど供出せられて、方
法がつかんから、何とかその点を決め
て貰いたいというのが、全体的希望
で、公聴会は開かなかつたのですが、
政府の方でも我々の方でも大体それ
を諒として、この線を引いて來たわけ
であります、そこまで行かん先に、又
改正される、その趣旨がいろいろ書い
てあるが、主たる狙いは司令部が示さ
れたように、大体年によつて非常に收
獲が上下いたしますが、あるものだけ
け出せ、こゝういふのだと思ふのです。
そこで獲りましたものを出すことは、
結構であります、場合によります
と、價格が變つて、超過供出で三倍價
格で賣つて貰ふのなら、保有量を出し
て、その代り作業時期にとりしても食
うものがないというこゝうになれば、ど
うしても何とか食費の方で考へて呉れ
れば、これは儲かるから結構ですが、
それも行かんと思ふのです。そこで何
を考へてみても、考へれば考へるほ
ど、今度の改正が非常に肚の黒いこと
があるのじやないかと思ふ、これは
あるのならばさつぱらににあるよう
にして貰ふんだ、我々が百姓に向つて
示す時分に、どうもそれ見たかとい
ふことになるやうな気分が多分にいた
します。いろいろ心配する点があるの
ですが、この肚が黒いか、黒くないか、
はつきり示して貰わなければ、超過供
出は非常にむずかしい、見方によつて

い始めることは余り間違いないことじやないか知らんという気がいたします。そう思うので、何とかもう少し先も考えて、いかにも議會毎に大事な法律を交えなければならぬようなことにならぬようにすることが、これは職場を賭しての考えでなければ私ではできません。それが保証できるならば結構であります。長官どうお考えになつておりますか。

○政府委員(安孫子龍吉君) 報奨金につきましても、これも御承知だと思ひますが、昨年これを設けました際にいろいろ議論があつたのであります。が、あつた制度を置きましてやつておるわけでありま。本年もこの点について只今いろいろ折衝いたしてあります。が、少くとも二十四年度米については報奨金はなくならぬということだけは申上げることができると思ひます。二十五年、二十六年といううなことは、まあ少くとも二十五年なんかも私共の考へ方といたしましてはそうした制度は崩れないと考へております。併し長い先々これがいつまでも保証できるかと、こういうことになりますれば、何とも申上げられませんが、少くともこうした制度に改正をいたします以上報奨金の問題でありますとか、或いはリンク物資の問題でありますとか、或いは生産資材の確保の問題でありますとか、そうしたことに付いて我々としてできるだけの努力を傾注して参る覚悟はいたしてゐるわけでありま。

○岡村文四郎君 よくお肚は分りました。二十四年は間違いないと思ひ、二十五年も大体そうだろう、これはリンク物資でありますから、私は永久のこととはそういうことは考へておりませんから、永久のことは御心配要りません。併しながら一番肝腎なことは細かになつて参りますけれども、これを決める以上はどうしても保有の率、それから恩恵を受けるその率も、これも法文に書いて貰わなければいかんと思ひます。そうでないといふ記録を讀めとか、或いは言つたじやないかというお話は、これは今だけのことなんぞ恐らく通らぬと思ひますから、我々はこれをどうしても議決しなければならぬことでありま。ならば、そこまで農林省は考へておられるかどうか、それができるかできないかをおききたいと思ひます。

○政府委員(安孫子龍吉君) この種類による報奨金の率等も法律に明記すべきではないかという点であります。が、この点は實際上なかなか困難じやなからうかと思つております。やはり前年のいろいろの経験を経験いたしまして、いろいろの率を決める部分もあると思ひます。又そうしたことを決める時期において、それは直ちに國會を召集してやつたらいいではないかという御議論もあろうと思ひます。そうした点から申しましてもこの法律にその点を具體的に幾らというのを明示いたしますことは、私共といたしましてはやはり不適当な措置ではないかというふうにと應考してゐる次第であります。

○岡村文四郎君 これはよく分りました。これには非常にいろいろの事情があつて現わすことは困難だということに分ります。それを何かの形で我々が手形を買つて置くのでなければ、この問題はいかんと思ひますが、金額のことは、この率は法律に出しても差支えないと思ひが如何ですか。例えば超過

供出は何ぼする、供出後何ぼ保有するといふその率くらいはここに示しても決して無駄ではないという御意思があるならば差支えないと思ひます。

○政府委員(安孫子龍吉君) 率の点も、まあ非常に細かい議論になると思ひますけれども、いろいろこの消費者米價の方の算定の関係もありまして、一率にここで何は幾らと、例えば米は三倍、馬鈴薯は二倍半、或いは切干は幾らといううなことを法律で決めてしまふといふことは適當ではないのじやないかといふうに私は考へております。

○岡村文四郎君 保有量の率……

○政府委員(安孫子龍吉君) 四合保有といふうな点……

○岡村文四郎君 いやここに超過供出の分には一部保有を認めるということを書いてありますから、そこなんです。

○政府委員(安孫子龍吉君) その点は超過供出について何パーセント程度を保有として認めるかという点であります。が、これはやはりその年々の実情なり、或いは食糧需給の状況によりましてこれは決める得ないと思ひます。一定の率を決めることは非常に困難だと思ひます。その、やはり抽象的なそうした標準しか法律としては書けないと、かように考へております。

○岡村文四郎君 そうしますと、保有を認めることができる書いてあるが、まあこれは單なる氣配に書いたもので、実は認めることもあるかも知れんし、認めないこともあるかも知れないといふことですか。

○政府委員(安孫子龍吉君) 全然認めないといふことは考へておりません。

ただ詰り非常に作が良かった場合にその保有量の、例えば一〇%を認める、二〇%を認める、或いは五〇%を認めるといううなことは、やはりその年の需給の状況にも関連いたします。その、その率を一定することは困難であつて、そのうなことを申上げて置きま。そうかといつて根こそぎそれを供出として割当をしてしまふといふことは絶対にいたさない、こういうことであつた。

○板野勝次君 前から食糧需給の見通しの問題を聞いておつたのですが、本米穀年度の食糧の大體の需給見通しです。

○政府委員(安孫子龍吉君) これは來週の月曜日から火曜日は詳細な計数を以て実はお示ししたいと思つて只今準備をしておりますので、できればその際に詳しい説明は願つて頂きたいと思ひます。大體本年度は百三十万石の、いわゆる超過供出もありましたし、今後アメリカの五〇年度の予算の關係もございすけれども、又米作の如何、或いは天候の状況にもよるかと思ひますけれども先ず大體なく先ず行けるのではないかと、時期的には相當どの時期はあると思ひますが、年間を通じては、何んとかやつて行けるのではないかと大體はいたしております。その需給の詳細な数字は月曜か火曜には出したと思つております。

○板野勝次君 昨日農林大臣が食糧の供給を大體百八十五万トン要請しておる、こつちうに答弁されたので、ところが四月二十九日附の各新聞が米穀の日本に対する食糧の供給は二百五十万五千トン、うち小麦が百八

十万トンと、こつちうに報道しておるわけなんです。それから本日の新開のトルーマン大統領が対日援助資金について要請しておる、これらから想像すると、この二十九日の報道を裏付けておるうに思ひます。そうすると二百五十万五千トン向うから輸出しようとしておる、それから日本の政府は百八十五万トン要請しておる、そうするとここに開きがあると思ひ、これについて若し、こつちうに食糧いすね……

○政府委員(安孫子龍吉君) あればA Pでしたか、前の通信は……。それから今日の通信、それと百八十五万トンといふものとの関連であります。が、まあ第一点は、この数量の違ひは私共が百八十五万トンと申しておりますのは穀類だけを取上げておるわけでありま。ところが輸入穀類数量でありますとか、ガリオア資金による物資の食糧という部分につきましては、主食の外に砂糖とか、大豆とか、或いは油脂原料でありますとか、又脱脂乳、こつちうなもの全部入つて來ますので、その間に食糧の違ひは當然であります。それからもう一点は金額の点なんかで非常に食糧の違ひもあるようでありま。けれども、これはこつちうに物資が違つて参りますことと、それから運送費、船賃なんかの關係もありましてファンドの方が狂つて参ります。それからもう一点は年度違ひであります。百八十五万トンと申しておりますのは、昨年の十一月から、本年の十月までの年度計画によるものであります。向うのいろいろ報道されておりますものは、本年の七月から來年の六月までといふうな年度の食糧の違ひもあり

とはそういうことは考えておりません

ないと思うが如何ですか。例えば超過

ないということは考えておりません。

百五十万五千トン、うち小麦が百八

までというような年度の食糧もあり

ます。従つて品目の関係と年度の区分
の関係で数字がいろいろ違つて参るわ
けであります。

○岡村文四郎君 どうもまだ附に落ち
ないのでもう一遍お聞きしますが、今
農官のお話によりますと、追加割当と
いうようなものでなくて、緩やかなど
から見て今年も是年で、事前割当
以上は獲れて、こういう観測の下
でなければこそおやりにならん、こ
う考へて差支えありませんか。

○政府委員(安達子爵吉吉) やはり追
加供出をいたします場合には、大臣も
申上げておられますように、追加供出と
申しますか、増額補正であります、こ
うした措置をとることはやはりい
ろんな事情並びに全体観からいたし
まして、相当事前割当よりも余計獲れ
ておるといふ事態に基いてやるという
考へであります。

○門田定藏君 簡単に尋ねたいと思
ひますが、先刻食糧長官は何と申し
ましたも、供出の根本問題は割当の公
平である、末端の割当の公正化につ
いて考へておるといふことをおしやつ
たようですが、当局でお考へになつて
いる方法はどのような方法をお考へに
なつておられますかというところ、もう一つ
は今御返答がありました、事前割当
よりか幾分收穫が多かつた時に割当を
する、その反面において、若し事前割
当より收穫が少かつたとお認めの場合
は事前割当を補正し割当をされる方針
であるかどうかということについて一
つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(安達子爵吉吉) 後段のい
ろんな災害その他のために事前割当よ
りもずつと減つたという場合について
は補正を十分いたしたい、こゝ思つ

ております。この点も実はあるのでは
あります、端的に申上げますと、事前
割当数量が、常に災害が全然ない年と
いうものではないのであります、必ず
補正をせざるを得ない事態は毎年毎年
あると思ひます。併しこれを十分やり
ませんと、そうした災害を受けた農家
に對しましては、非常に酷な結果にな
る、我々といひましては、これを十
分補正をしてやりたいといふふうに考
へておるのであります。併し需給の観
点から申しますと、必ずしもそういか
ない、それで全國がおしなべて凶作と
いふ場合、これは別問題といひまし
て、本年のように、一方において非常
にいい地帯がある、併し一方において
実に悪い地帯がある、こういうような
場合には、むしろ追加供出を公正化す
るというこゝによつて、災害を受けま
した地帯における減額補正がむしろ今
までよりも十分活き得る可能性があ
るじやないか、こういうふうにしてお
ります。

それから前段の末端割当の公正化の
具体策というのであります、これは
やはりいろいろ関係者の良識と、又関
係者におきます。いろいろ資料の整
備というものがどうしても根本的な
ことになると思ひますが、やはり客観
的な標準というものを求めて、それ
に依つて、余りに主観を入れないよ
うな方向でいきたい、こゝ思つてお
ります。そのために作物報告事務所の機能
も拡充いたしまして、只今のところ
は縣全体の数字等については或る程
度の確さを持つておられますが、これ
を町村別等の資料を整備する段階に
至つておられません。この点十分今後努力を
いたして参つて、公正化を図つて参

たい、かように思つております。

○星一君 私は生産者個人の生産意思
と言ひますか、意欲と言ひますか、物
を作るという意欲があると思ひます。
それから供出するのにも、供出意欲と
いふものがあると思ひます。それを別
別で考へて、どうしたならば生産がで
きるか、生産意欲を盛んにすることが
できるかといふことをはかと交渉考
へる、それから又供出意欲を考へ
る、それを最初から妥協して考へては
私は名案は出ないと思ひます。アメリ
カ人が来て見て、面白いといふので竹
馬のお話が出るようになります。それ
で白蠟師が言うておられますが、恰も
水の中にいて渴を叫ぶがごとくなり
同じことですから、我々は食糧物が豊
富にできる國におつて、そして足ら
ぬと言つて騒いでおることじやないか
と私は思ひます。それだから別々に考
へ出す。この間中から私は段々と政府
の言うことも何も聞いたのですが、昨
日も計つたように、勇氣と無知の根本
まで行つたならば面白い案が出る、農
林省は日本で一番悪い役所だと今まで
私は思つて來ました。なぜかと言ひま
す、百姓は無知だと言つて、百姓が
自由に働く努力のチャンスを与えるこ
とをしなかつた、この肥料はこう使つ
たらいい、これはいかに言つてお
りました。週期説を作つた大井上とい
う人がありますけれども、それは悪い
といふので農林省であれ妨害したこ
とがあります。あの人は曾て二十何年
も前に農科大学を卒業して、そして
特殊に研究すると言つたときに、あの
人は珍しい人だ、大学を卒業して田舎
に入つて研究するから、私は何かあの
人に記念になる物を呉れたいから、何

を呉れたいかと言つたならば、顕
微鏡が欲しいと言ひます。初めて会つた人
が顕微鏡が欲しいと言ひますから私がやつ
たならば、その顕微鏡を持つて伊豆の
近所の山に行つて、そして研究をし
た人であります。私は安達子爵が内務
大臣の時にそこへ連れて行つて見せて
やつた、その結果内務省が藥草園を作
ることにもなつた、そういう偉い人
です。そういうふうにならば農林省は百
姓を駄目だといふので、どんなにいい
学者があつても農林省が自分の方で研
究をやつた外には後にはさせないよう
なことであり、私は文部省も余りいい役
所じやないと思つたが、農林省はど
い役所はないと今も思つてお
ります。アメリカで言うのには、成功者の
九割は田舎出だ、その九割は百姓の子
だといふのであります。私も百姓の子
ですから、それでどうしても成功者に
なり得る資格の家に生れたと信じて私
は努力して來ております。それで私は
この際農林省の中に調査機関というも
のを掲げ、我々委員の中からもそれに
入り、学者も願ひ、GHQの人を入
つて貰つてやる、この調査機関がどう
しても必要だと思ひ、私は昨年諸の加工
の学校を造ろうと思つて、初め農林省
に行つたのです。各部まで、できるな
らば、各町村の諸のできる表を欲しい
と言ひたら、農林省曰く、それはない
と言ひ、縣は分るけれども郡はないと
言ひ、何だ、郡の農産の計算も分らん
で割当なんといふことを言ひておるこ
とは、それは無茶だといふので、農林
省に行つても分らんといふので、仕方
がないから私はGHQ農産課に行つ
て、農林省に行つたがこゝ言ひので、
私困るからあなたの方から取つて呉れ

と言つたならば、郡の方まで取つて呉
れました。そういう悪い役所であつて
果れ返つた。統計も何も分らんてやつ
てゐる、今割当などをするこゝも、分
らんで割当をやつてゐる、田舎の百姓
曰く、割当をしたならばこの田には幾
らできるかといふように田毎に正確に
言ひますか、それを作ればいいと言ひ
のです。そしてこれは幾らと皆んな
で相談して決める、それで作つた後は
自由にさせる、それをこれ以上できな
いと決めて、そして食ひものはこれ
これだ、こゝろこゝろと余計なことを
言つて生産意欲がないと言ひ、だから
今度生産意欲は別だ、それから供出意
欲とも違ふから、だから今供出は悪い
といふならば感謝意欲でもいいから感
謝供出でもいいから、先ずそういうふ
うに學問的に、そしてして大学の人でも
サイエロジの方でも研究して辨から
んと、これは農林省は落第だ、これは
本當です、農林省は落第です。農林
省の今度の設置案によつては農林省は
廃れてしまふと言ひような人がありま
す、だからこの際、言われる前に
調査機関を造つて學者を雇つて、そ
うしてGHQの人を入つて貰つて一つ調
査機関から始めて下さい、幸いに委員
長初め皆んな熱心ですが、私はこの機
会に農林省を改革しなければ、これは
駄目だ、農林省は第一に物を作る人、
百姓から落第と言われるようになる、
それを農林省はよく自分で落第者だ
といふことを知つて欲しいところなん
です。以上ざつとばらんに言ひました
が、本當に眞剣なんです。なんと言
つても農林省をよくする外にないです
から、どうぞ皆さんもそういうことに
御賛成願ひます。

○政府委員(池田幸右衛門君) 只今星先生から農林省がどうも各省の中で一番しつかりしないというふうなお話がございますが、終戦後に食糧問題が國民の生活の基本になるといふその時において、すべてのものが農林省に集中されておたからであらうと思ひます。悪いところを見ればお言葉の通りであります。良いところを見れば漸次食糧事情が緩和され、二合四勺という配給を更に二合八勺から三合まで配給するように計画を漸々と立てたといふことは、農林省が國民に對するその存在の最も大きい実績ではなからうかと思ひます。時代に即應いたしまして作物報告事務所或いは改良局或いは更に専門員を置き、村々にそれ／＼指導員を置きまして、内より漸次農林省において國民生活上食糧の安定策を講ずる上において最も力強き出発をなしたつてありますことは、この点を御了察願ひたいのであります。併しながら農民はその日常の仕事に忙殺されて、政治的の方面におきましては、比較的知識が薄いのであります。その政治的の方面におきましては、農家の方々、殊に立法院において農林省の存在と農民の安定政策を講ずること、しくはないと思ふのであります。かような見地に立ちまして、今回のあらゆる各省の改革において、農林省も相當改革はされるだらうと思ひますけれども、生産省の建前から申しまして、農民に對して農民の安定策を講ずる上において、行政整理の對象としたしまして、相當他省よりも廣く出発いたさなければならぬ、かように確信を持つておるのであります。又食糧對策におきましては、只今各委員の申される

ごとく、農民の食糧生産の意欲を減退しないように、飽くまでも農林行政を預る政府にいたしましては、その徹底方、又農民に對して経営の上において不便ならしめるような政策をとりつつあり、又とることを強化して行く考へてございいます。どうかこの点を御了承願ひたいと思ひます。

○委員(長) 私は政務次官の今の話でちよつと失望しました。英國の議會は攻撃を受けることを樂しむとしておる、政府は攻撃を受けて今のように申訳をするなどということは民主主義でありませんよ、それで今の配給食糧が多くなつたといふことを感服するが、それは農林省の仕事でありません。これは竹馬の式で、アメリカがやつたので、農林省の努力によつてそこまで行つたとは思ひません。だからあれはあつたから買つたものだ、助けられた食糧のようなものである、後は政府の方で竹馬の式の供給であるのに、それを農林省のように言ひ出すとは私は少し控えて欲しい、私は昨日まではあなたに敬意を表しておりましたが、今になつて見ればどうもそういうことを……攻撃を受けるときに喜ぶのが、それが民主主義なんです。攻撃を少しも受けないなんという政府の役人があつては進歩はありません、どうぞそれを……

○政府委員(池田幸右衛門君) 了承いたしました。

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

○政府委員(安孫子磨吉君) 小麦だけではない、それは数字で申上げるといいと思ふのですが、要するに

○委員(長) 輸入食糧の問題をもう一度やはり尋ねて置きたいと思ふのですが、百八十五万トンというのは小麦だけですか。

おきましては、只今各委員の申される

けるといふと思ひますが、要するに

〔速記中止〕

から、関東平野の非常な強風等におき

も、参考資料の中で、前年は殆んど問

題にならない数量なんですが、本年は
確か八万トン程度だったと思ひます
が、相当多量のカリ肥料が入つて来
る。それからもう一つは、一つ委員の
他の方にもお願いしておきたいこと
は、私は実はこの間増産決議案のとき
にも申したのですが、確安の製造設備
は百四十万トンある、それに対して今
年の生産計画は百万トンしかやつてな
いのです。そこでその理由は確安の
生産が非常に困難であるということ
と、それからもう一つは電力事情に支
障を来しておるのです。実は確安復興
会議というのがあります、その会に
は私も出ましたし、板野さんも出てお
られたのですが、そこで問題は、今の
輸入肥料の關係なんですけれども、百
四十万トンの製造設備はフルに動かさ
ずに、これは今申上げたような關係か
ら、その不足分は結局確安として入れ
るまあこういう計画を持つておるの
です。ところが仔細に検討しますと、確
化の生産については非常に製造が困
難があるというけれども、その解決に
ついての政府の努力が足りないのじや
ないかという感じを私は持つわけ
です。それから電力關係もこれもやりよ
うによつては更に十萬トン、二十萬ト
ンくらいは生産ができるのじやない
か、実は一つの場合ですけれども、ま
あ一番大きい昭和電工がこの近くにあり
ますが、こういうものを電力需給の何
と申しますか、安全バルブのようなふ
りを利用して電力が困つて来ると、
一番大口で切り易いから昭和電工の電
力を切れというようなことで需給調整
のバルブに使われておるような実情も
あるのです。従つていざれ明後日資料
關係について、各資料について當つて

頂くわけなんです、そういう点なん
かも一つ池田さんや外の委員の方から
もよく突つて検討を加えて頂きた
い、こう思いますからどうぞお願いし
ます。

○池田恒雄君 昨明後日は或いは欠席
するかも知れないのですが、ただ私今
日はまあ政務次官と長官だけですか
ら、これに大臣が来ておると大変結構
なんです、大臣に質問すると妙な講
義をされるものですか(笑)……、
この肥料のことで私のカリ肥料と申し
ましたのは、昨年増産運動をやりまし
たね、一割増産運動、私はあの増産運動
を見ますと、政府の説明を聞くまでも
なく、大体病害を防禦する、それで一
割くらい増産するという場合に要綱や
運動実績から見ているのですが、これ
は非常に當を得たものだと思ひ
ます、その考えとしては……併し突
際としてこの病害の問題ですが、この
病害の問題は、私はどうもいわゆる増
産運動なんかで一生懸命命品を撒布す
るというのをやつたのでは片付かな
い問題があると思ひます。これは言
わばどこからか病気が傳染するのじや
なくて、作物の栄養失調というか、そ
ういふ点から病気が湧いて来るのだ
ね、ですからこの間の予算委員会が何
かのときの説明では「じやない」の
輪腐病ですね、あれが取出されて話に
なつて、そうしてそのことで磯部先生
が私は素人ですから後で答弁しますと
か何とか言つておつたのですが、
これは大体からいつてカリ不足じやな
いか、で、輪腐病とかバイラス病とか
こういうものを防禦する、病気を駆逐
するということだけ考へる場合は、何
だか増産とならないと思ひます。そ

うじやなくて、あれの病気が発生して
来ているのは昭和二十一年頃ですか
ら、そうしますと昭和十七、八ですか
ら、饑饉とカリが不足で来ているわけ
です。十九年、二十年ぐらゐからカリ
は殆んど無肥料状態に入つておる、そ
うすると二十一年頃から完全に栄養失
調状態が出て来まして、そういう病氣
が出る筈なんです。ですから私は病氣
が傳染して来たのじやなくて、湧いて
来るのだと思ひます。バイラス病と
か輪腐病の問題だけじやなくて、稻も
毎年同じような病氣が発生しておる、
殆んど誰に聞いてもです、分らんの
です、麦でも今年は病氣が出してあり
ます、昨年も出ておりました。こういう病
氣の出方がですね、恐らく肥料に原因
しておると私はこう思つておる、これ
は私が素人的に長官に質問しても、今
答弁して貰つてもしょうがないことな
んです。ただ私はいろいろ統計や何
か見ましてね、ずつと肥料なら肥料の
統計や耕種改善標準を見ましてね、そ
うしてこういう一つの統計的結果を出
して来ておるわけなんです、これは
私は私としてもそれを断定できるわけ
じやありませんけれども、ただそこに
根本的な病害の問題があつたのじやな
いかというのを私はここで考へたわ
けです。これはそうであるかいかと
いうことはですね、今政務次官や何か
から答弁して呉れたつて仕方がないこ
とですから、誰かもう一つ試験場の人な
り、農林省の係員の人も十分この
点を研究して頂いて、そうして私は答
弁して貰ひたいと思ひます。それから
肥料の問題ですがね、肥料は確安が年
年雇えて来ておるのです。雇えて来
ておりますが、戦前のいろいろの統計か

ら見ますと、もつと雇えておるわけな
んです。確安はいが饑饉、殊にカリ肥
料が現状のままで足りないと、確安は
これ以上雇ふという事は作物の成
育上これは危険だと思ひ、だから或る
地帯では確安は汎山だ、余るといふと
ころまで或る部分は来ておると思ひま
す。全般的には確安は不足だ欲しいと
言つておりますがね、或るところでは
もう汎山だ、余る、要らないという
ところに来ておると思ひ、ですから、こ
の際確安なら何ほでも取れるというの
で確安を作つて見まして、確安を作
るに従つて減産するといふ、これは極
端な言い方ですがね、そういうことに
ならないとは言へない、それでです
ね、私はカリと饑饉のことを言うわけ
なんです、だからいろいろのものを
輸入する、こういうのでしたらね、私
はカリなんか日本では取れないので
からこれの方を輸入してですね、肥料
における病的状態をなくさなくちやい
けないと思ひ、そうでないと一生懸命
になつてこつとやつてみると、薬剤を盛
んに配給する計画を立てております
が、百姓は馬鹿だから何も知らんと言
つてね、薬剤の撒布法を教えておりま
すが、私は根本問題はそうじやない
と思ひ、そういう意味では私はこのこと
を引出しておるわけですから、お互いに
素人ですから、素人同志で質問し合つ
たつてもしょうがないのですから、
注文して儘きますから何か専門家から
責任のある研究に基いて委員会に答
弁して頂きたいというふうにお願ひし
て置きたいと思ひます。

○委員長(見島義雄君) 只今の問題は
委員長からも申上げますが、例えば今
のお話の輪腐病、これについては、こ
の前の國會のときに、輪腐病の問題
が、問題として我々は取上げてやらな
いと、又バイラスのようになるという
問題から、すでに國會で輪腐病の今ま
での状況なり、又試験場の研究の経過
を聞くことになつておつたところが、
時間がなくて聞けずに、今國會も当初
の打合せでその問題を取上げて聞こう
というところで、理事の方々の打合せに
おいても一つの項目として挙がつてお
るのです。ところが実はまだ誠に申訳
ないのですが、時機を得ておらないの
ですが、そういうふうな特別に試験場
にも連絡を予めしてあるのです。従つ
て時機を見まして、そういう問題を取
上げてやつて行きたいと思ひます。選
れましたことをお詫言申上げます。

○池田恒雄君 そうですと、ここに
研究の態度ですがね、私は注文した
のです。試験場にあつた輪腐病の問題を
出しますと、試験場の方々は單に珍ら
しい病氣だというふうにして、病理學
的の検討をして行くのではないと思
ひます。これでは私は政策にならな
い、政策として見るならば、私が先程
注文しましたように、肥料とか、そう
いうものからです、起つて来たものでは
ないかという見方をして行かなくちや
いかんと思ひ、病理的な治療方法、
それに対して考へるというの、だつた
ら、これは私非常に簡単な解決点があ
ると思ひます。そうでなくともつと
重大なる政策の上に掛かつておると、
こういうふうに見て行かなければなら
ないと思ひます。これは予算委員会の分
科会の際にも私は輪腐病の話をしたの
ですが、それだけでなく、バイラスの
話を取上げたのですが、バイラスで言
いますと、岡山縣の児島藩というのが

のなら、是正して頂きたいと思つてゐる。○委員長(横見義男君) それでは、本日はこの程度にいたしまして、散会いたします。午後四時三十四分散会
 出席者は左の通り。
 委員長 横見 義男君
 理事 平沼 彌太郎君
 委員 石川 準吉君
 門田 定藏君
 北村 一男君
 星 一君
 加賀 操君
 總川 宗敬君
 山崎 恒君
 板野 勝次君
 池田 恒雄君
 國井 淳一君
 岡村文四郎君
 農林政務次官 池田宇右衛門君
 農林事務官 (食品局長) 三堀 參郎君
 食糧管理局長 安孫子藤吉君
 五月六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
 一、土地改良法案
 土地改良法案
 土地改良法
 目次
 第一章 総則(第一條 第四條)
 第二章 土地改良事業
 第一節 土地改良区の行つ土地改良事業

を検討して貰わなければならんし、又
たいと、かように思う次第であります。
は百キロで配給されるべきだと思ふの
のを目減りしたものではいけないと言

改良事業

第一款 土地改良区の設立

(第五條 第十五條)

第二款 土地改良区の管理

(第十六條 第四十五條)

第三款 土地改良区の事業

第一目 事業の施行(第四十六條 第五十七條)

第二目 権利関係の調整

(第五十八條 第六十五條)

第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併(第六十六條 第七十六條)

第五款 土地改良区連合(第七十七條 第八十四條)

第二節 國又は都道府縣の行う土地改良事業(第八十五條 第九十四條)

第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は教人が共同して行う土地改良事業(第九十五條 第九十六條)

第三章 市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合の行う交換分合(第九十七條 第一百十一條)

第四章 補助(第一百十二條 第一百三十一條)

第五章 監督(第一百三十二條 第一百三十六條)

第六章 罰則(第一百三十七條 第一百四十五條)

附則

第一章 總則

(この法律の目的及び土地改良事業施行の要件)

第一條 この法律は、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、農地の改良、開発、保全及び

集約化を行い、食糧その他の農産物の生産の維持増進に寄與することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に當つては、その事業は、國土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに國民經濟の發展に適合するものであり、且つ、土地利用、森林その他の資源の保全、開発に適切な考慮を拂つて政令で定める計画基準に準拠するものでなければならぬ。

(定義)

第二條 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行う左に掲げる事業をいう。

一 かんがい排水施設、農事用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理、廃止又は変更

二 区画整理

三 開田又は開畑

四 埋立又は干拓

五 農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧

六 農地に関する権利並びにその農地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の利用に関する権利の交換分合

七 その他土地の農業上の利用を増進するのに必要な事業であつて省令で定めるもの

に係る地域内にある土地についての左の各号の一に該当する者とする。

一 所有権に基き耕作の業務の目的に供される農地については、その所有者

二 所有権以外の権原に基き耕作の業務の目的に供される農地については、省令の定めるところにより、市町村農地委員会に対しその所有者が当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり且つその申出が相当であつて市町村農地委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者

三 農地以外の土地であつて所有権に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

四 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

五 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

六 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

七 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

八 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

九 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十一 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十二 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十三 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十四 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十五 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十六 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十七 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十八 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

十九 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十一 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十二 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十三 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十四 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十五 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十六 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十七 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

二十八 農地以外の土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び収益の目的に供されるものについては、その所有者

地委員会がこれを承認したときは、その承認にあつた時にその資格が交番するものとする。同項第四号の所有者並びに権原に基き使用及び収益をする者が、省令の定めるところにより、合意によつてその資格を交番すべき旨を市町村農地委員会に申し出た場合も、また同様とする。

3 前二項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他省令で定める事由によつて当該農地につき自ら耕作の業務を営むことができないため、賃貸借又は使用賃借により一時その農地を他人の耕作の業務の目的に供した場合において、市町村農地委員会が省令の定めるところにより、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作の業務を営むものと認め、且つ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農地につき権原に基き耕作の業務を営む者とみなす。

4 第一項の規定の適用については、自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第四十一条の二第一項の規定により土地を使用する者は、その土地が農地である場合にあつては、その農地につき所有権に基き耕作の業務を営む者とみなし、その土地が農地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。

5 第五十條第一項の規定により譲與する土地又は前項に規定する土地の所有者としての國には、第一項の規定を適用しない。

(公有水面の埋立の免許を受けた者に對する適用)

第四條 この法律の規定の適用については、公有水面埋立法(大正十一年法律第五十七号)により埋立の免許を受けた者は、土地の所有者とみなす。

第二章 土地改良事業

第一節 土地改良区を行う土地改良事業

第一款 土地改良区の設立

(予備審査の申請)

第五條 第三條に規定する資格を有する十五人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域について土地改良区を設立することについての予備審査を都道府縣知事に申請することができる。

2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の一定の地域について行へべき土地改良事業(第二條第二項第六号に掲げるものを除く。以下、第十五條の場合を除いて、この章において同じ。)の計画の概要、定款作成の基本となるべき事項、第三條に規定する資格を有する者で土地改良事業計画及び定款の作成に當るべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、その資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

3 國有地又は國若しくは地方公共團體が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

を管理する行政廳又は地方公共團體

- 一 総会又は総代会に関する事項
- 二 業務の執行及び会計に関する事項
- 三 役員に関する事項
- 四 組合員に関する事項
- 五 その他必要な事項
- (役員選任)
- 第十八条 土地改良区に役員として、理事及び監事を置く。
- 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上の偶数とする。
- 3 理事及び半数の監事は、定款の定めるところにより、組合員のうちから総会で選挙し、他の半数の監事は、都道府県知事が任命する。但し、土地改良区設立当時の理事及び選挙によるべき監事は、第五條第一項の申請人及び同條第二項の同意者のうちから申請人が選任する。
- 4 役員を選挙は、無記名投票によつて行ふ。
- 5 理事及び選挙による監事の任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたとときは、その期間とする。
- 6 設立当時の理事及び選挙によるべき監事の任期は、前項の規定にかかわらず、第一回の総会までとする。
- 7 補欠員は、その前任者の残任期間に在任する。
- 8 理事又は選挙による監事は、その任期が満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。
- 9 土地改良区、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならぬ。

- ばならない。
- 10 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。
- 11 土地改良区は、前項の規定による公告があるまでは、理事の代表権をもつて第三者(組合員を除く)に対抗することができない。
- (役員職務)
- 第十九条 理事は、定款の定めるところにより土地改良区を代表する。但し、総会の決議に従わなければならない。
- 2 土地改良区の事務は、理事の半数で決する。但し、定款に別の定めがある場合には、この限りでない。
- 3 監事は、土地改良区の業務及び財産の状況を監査する。
- (業務禁止)
- 第二十条 理事、監事及び使用人は、相兼ねてはならない。
- (監事の組合代表権)
- 第二十一条 土地改良区と理事との契約又は訴訟については、監事が土地改良区を代表する。
- (総会の組織)
- 第二十二条 土地改良区の総会は、総組合員で組織する。
- (総代会)
- 第二十三条 組合員の数が五百人を超える土地改良区は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。
- 2 総代の定数は、定款で定める。但し、組合員の数が五百人以上千人未満の土地改良区にあつては、五十人以上、千人以上一万人未満

- の土地改良区にあつては、百人以上、一万人以上の土地改良区にあつては、二百人以上でなければならない。
- 3 総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの(禁治産者、準禁治産者及び禁こ以上の刑に処せられて執行中の者を除く)のうちから、組合員が選挙する。
- 4 前項の規定による選挙は、政令の定めるところにより、都道府県又は市町村の選挙管理委員会の管理のもとに、直接、平等及び秘密の原則によつて行ふものとする。
- 5 第三項の規定による選挙に要する費用は、当該土地改良区の負担とする。
- 6 総代の任期は、四年とする。但し、補欠総代は、前任者の残任期間に在任する。
- 7 総代は、その任期が満了しても、後任の総代が就任するまでの間は、なおその職務を行ふ。
- 8 総代が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。この場合において、被選挙権の有無は、総代会で決定する。
- 9 総代会には、総会に関する規定を準用する。
- (総代の解職の請求)
- 第二十四条 組合員は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載して書面を提出して、都道府県又は市町村の選挙管理委員会に対し、総代の解職を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求があつたときは、都道府県又は市町村の選

- 挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。
- 3 総代は、前項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。
- 4 政令で特別の定をするものを除く外、前條第三項から第五項までの規定は、第二項の規定による解職の投票に準用する。
- (総会の招集)
- 第二十五条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
- 2 理事は、必要と認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。
- 第二十六条 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載して書面を土地改良区に提出して総会(総代会)の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。
- (監事による会議の招集)
- 第二十七条 理事の職務を行ふ者がいないとき、又は前條の規定による請求があつた場合において理事が正当の事由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事がこれを招集しなければならない。
- (会議招集の通知)
- 第二十八条 総会を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時、場所及び目的を各組合員に通知しなければならない。但し、急務を要する場合には、その会日から三日前までに通知すればよい。
- (関係書簿の備付)
- 第二十九条 理事は、定款、規約、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿及び議事録を主たる事務所に備え、且つ、これらを保存しなければならない。
- 2 前項の組合員名簿及び土地原簿には、省令で定める事項を記載しなければならない。
- 3 組合員その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第一項に掲げる書類の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当の事由がある場合を除いて、これを拒んではならない。
- (総会の議決事項)
- 第三十条 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。
- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 起債又は借入金金の借入並びにそれらの方法、利率及び償還の方法
- 四 経費の收支予算
- 五 予算をもつて定めたものを除く外、土地改良区の負担となるべき契約
- 六 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法
- 七 事業報告書、收支決算書及び財産目録の承認
- 八 第七十七條第二項又は第八十一條の規定により協議して定める事項
- 九 第九十三條第一項の規定による申出

決に加わる権利を有しない。

ない。

き金銭(第四十二條第二項の規定

ある場合を除いて、前項の同意を

(組合員の資格得喪の通知義務)

第四十三條 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することができない。

(共有者等の代表)

第四十四條 土地改良区の地区内の同一の土地について、権原に基き使用し若しくは収益する者が二人以上あり、又は共有者がある場合において、これらの者が組合員であるときは、これらの者は、土地改良区の組合員としての行為(議決権及び選挙権の行使を除く。)をさせるために、そのうちの一人を代表者とし、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。但し、これらの者のみを組合員とする土地改良区については、この限りでない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて第三者に対抗することができない。

3 第一項に規定する委員の終了は、当該土地改良区その旨の通知があるまでは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

4 第一項に規定する者が同項の手続をしない場合には、当該土地改良区の組合員としてのこれらの者に対してする行為は、そのうちの一人に対してすればよい。

第四十五條 土地改良区が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所をその土地改良区に通知した場合には、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

第三款 土地改良区の事業第一日 事業の施行

(税務署長に対する申告と工事の着手及び完了の届出)

第四十六條 土地改良区は、土地改良事業の工事に着手する前に、所轄税務署長に省令で定める事項を申告しなければならない。

2 土地改良区は、土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地の一部が編入されている場合には、前項の規定による申告とともに、分筆の手續をしなければならない。

3 土地改良区は、土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事及び所轄税務署長に届け出なければならない。

(工事に必要な援助請求)

第四十七條 土地改良区は、土地改良事業の工事に第七條第三項に掲げる技術吏員の必要援助を求めることができる。

2 前項の場合には、第七條第四項の規定を準用する。

(土地改良事業計画の変更等)

第四十八條 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 新たな土地改良事業を行い、若しくはその土地改良事業を廃止し、又はその土地改良事業に係る土地改良事業計画を変更しようとする場合において前項の認可を申請するには、その土地改良事業の施行に係る土地についての組合員で組織する会議の議決を経なければならないものとし、その申請書に、その議決のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

2 新たな土地改良事業を行い、若しくはその土地改良事業を廃止し、又はその土地改良事業に係る土地改良事業計画を変更しようとする場合において前項の認可を申請するには、その土地改良事業の施行に係る土地についての組合員で組織する会議の議決を経なければならないものとし、その申請書に、その議決のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 前項の会議の議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

4 第二項の会議には、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十四條の規定を準用する。

5 第一項の場合には、第七條第三項及び第四項、第八條、第九條並びに第十條第一項の規定を準用する。

6 第一項の認可に係る事項が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合において、都道府県知事が適当と認めたときは、新たな土地改良事業を行おうとする場合を除いて、前項において準用する第八條第四項及び第九條に規定する手續を省略してよい。

7 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

8 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の計画の決定は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員を除く。)に対抗することができない。

(急遽の場合)

第四十九條 災害のため急速に第二條第二項第五号の土地改良事業を新たにを行う必要がある場合には、土地改良区は、前條の規定にかかわらず、総会の議決を経て緊急工事を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。

(國有地の譲渡又は國有地への編入)

第五十條 土地改良事業の施行により道路、かんがい排水路、ため池、堤等の全部又は一部を廃止した結果不利用となつた國有地がある場合には、省令の定めるところにより、これを無償で土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲渡する。

2 土地改良事業の施行により生じた道路、かんがい排水路、ため池、堤等で前項の廃止したものに代るべきものは、無償で國有地に編入する。

(一時利用地の指定)

第五十一條 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了する以前において、必要がある場合には、規約の定めるところにより、従前の土地に代るべき一時利用地及びその使用開始の日を指定することができる。

2 前項の一時利用地は、従前の土地の地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を標準として定めなければならない。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をしたときは、一時利用地及び従前の土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者にその旨を通知しなければならない。

4 従前の土地につき権原に基き使用又は収益をすることのできる者は、第一項の使用開始の日から第五十二條第八項の規定による公告があるまで、一時利用地の全部又は一部を、その性質によつて定まる用方に従い、その権原に基いて、従前の土地についての使用又は収益と同一の條件により、使用し、又は収益をすることができる。

5 前項の場合には、同項の者は、従前の土地については、その土地に關しその者の有する権利の内容たる使用又は収益をすることができない。

6 一時利用地につき第三項の権利を有する者は、同項の規定による通知を受けたときは、第一項の使用開始の日から第五十二條第八項の規定による公告があるまで、その一時利用地の使用又は収益をすることができない。

7 土地改良区は、第一項の規定による指定によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 土地改良区は、第一項の規定に

よる指定によつて利益を受ける者から、その利益に相当する金銭を徴収することができる。

(換地計画)

第五十二條 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合において、事業の性質上必要があるときは、遅滞なく、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の換地計画は、耕作者の農業経営の合理化に資するように定めなければならない。

3 第一項の換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき所有権、地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者で組織する会議の議決を経なければならない。

4 前項の会議の議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 第三項の会議には、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十四條の規定を準用する。

6 第一項の認可を申請するには、その申請書に關係市町村農地委員会の同意書を添附しなければならない。但し、同意を求めた日から六十日以内はその同意を得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

7 前項但書の場合において第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事は、關係市町村農地委員会の意見をきかなければならない。

8 都道府県知事は、第一項の認可

をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、且つ、公告の旨を管轄登記所に通知しなければならない。

第五十三條 換地計画においては、従前の土地に照應する換地を定めなければならない。

2 前項の換地は、従前の土地の地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を標準として定めなければならない。

3 耕作者の農業経営を合理化するため特別の必要がある場合には、前項の規定によらないで換地を定めることができる。但し、あらかじめ、規約にその旨を定めてあり、且つ、定めるべき当該換地に照應する従前の土地について前條第三項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合に限る。

4 前二項の場合において、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を総合的に勘案して相殺することのできない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支拂の方法及び時期を定めなければならない。

5 従前の土地の全部又は一部について所有権以外の権利又は処分の制限がある場合には、これに照應する換地は、その権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分を指定して定めなければならない。

6 換地は、一筆の土地の区域が二以上の市町村、大字又は字にわたるよう定めなければならない。

(換地処分の効果及び清算金)

第五十四條 第五十二條第八項の規定

定による公告があつた換地計画に定める換地は、第六十三條第一項に規定する場合を除いて、その公告があつたときから従前の土地とみなす。

2 前項の規定は、行政上又は裁判上の処分で従前の土地に専属するものについては、影響を及ぼさない。

3 第五十二條第八項の規定による公告があつたときは、土地改良区は、その公告があつた換地計画の定めるところに従い、清算金を支拂わなければならない。

4 前項の場合には、土地改良区は、当該換地計画の定めるところに従い、清算金を徴収することができる。

(換地処分による登記)

第五十五條 第五十二條第一項の認可があつたときは、土地改良区は、遅滞なく当該換地計画に係る既登記の土地及び建物について登記を申請しなければならない。

(土地改良区の協議請求)

第五十六條 土地改良区は、かんがい排水施設の施設、管理、廃止又は変更を行う者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができる。

2 前項の規定による協議をすることができない場合、又は協議がとれない場合には、当該土地改良区は、都道府県知事に裁定を申請することができる。

3 前項の裁定をする場合には、第六條第二項の規定を準用する。

4 第二項の裁定があつたときは、

当事者は、その裁定の定めるところに従い協定しなければならない。

(施設の管理)

第五十七條 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によつて生じたかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

第二目 権利関係の調整

(組合員の使用収益権)

第五十八條 組合員は、その者が地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利に基づき使用し、又は収益している土地につき土地改良事業の成果を公正に享受するため、地上権、永小作権若しくは賃借権を設定する契約又は賃貸借契約若しくは使用貸借契約の変更に関し、その契約の相手方に対して協議を求めることができる。

(償還すべき有益費)

第五十九條 土地改良事業に費された有益費を民法の規定により償還する場合に、償還すべき額は、同法第九十六條第二項本文の規定にかかわらず、増償額とする。

(組合員でない者の地代等の減額又は拂戻の請求)

第六十條 土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権又は賃借権の目的である土地の利用を妨げられるに至つた場合には、その土地(地役権者の場合にあつては、

当該承役地)に関し組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は賃借人は、地代、小作料、地役の対償若しくは賃借料の相当の減額又は前拂した地代、小作料、地役の対償若しくは賃借料の相当の拂戻を請求することができる。

(組合員でない者の権利の放棄等)

第六十一條 土地改良事業によつて地上権、永小作権若しくは地役権を設定し、又は賃借し、若しくは使用貸借した目的を達することができなくなつた場合には、当該土地(地役権者の場合にあつては、当該承役地)に関し組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者、賃借人又は借主は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

2 前項の規定により放棄又は解除をする場合において、同項に掲げる者(地役権者を除く)が当該土地を賃貸し、又は使用貸借しているときは、その者は、賃借人又は借主の同意を得なければならない。同項に掲げる地役権者が当該要役地につき地上権若しくは永小作権を設定し、又はその土地を賃貸し、若しくは使用貸借しているときも、また同様とする。

3 第一項の場合には、同項に掲げる者は、当該事業を行う土地改良区に対して、その目的を達することができなくなつたことによつて生じた損失の補償を請求することができる。但し、その土地改良区は、規約の定めるところにより、当該土地(地役権者の場合にあつては、当該承役地)に関しその

組合員である者に対して、求償する
ことができる。

(組合員の地位等の増額請求)

第六十二條 土地改良事業によつて
地上権、永小作権、地役権又は賃
借権の目的たる土地の利用を増し
た場合には、その土地に關し組合
員である所有者又は賃賃人は、地
代、小作料、地役の対償又は賃借
料の相当の増額を請求することが
できる。

2 前項の請求があつたときは、同
項に掲げる権利を有する者は、そ
の権利を放棄し、又は契約を解除
して、その義務を免れることが
できる。

(地役権の効力)

第六十三條 換地計画に係る土地の
上に存する地役権は、第五十二條
第八項の規定による公告があつた
後でも、なお従前の土地の上に存
する。

2 土地改良事業によつて行使する
利益を受ける必要がなくなつた地
役権は、消滅する。

3 土地改良事業によつて従前と同
一の利益を受けることができなく
なつた地役権者は、その利益を保
存する範囲内において、地役権の
設定を請求することができる。但
し、第六十條の規定による請求に
基く地役の対償の減額があつた場
合には、この限りでない。

(請求の期限)

第六十四條 第五十二條第八項の規
定による公告があつた日から三十
日を経過したときは、第六十二條
第二項の場合を除いて、前四條の
規定による賃借権の解除、地上権

若しくは永小作権の放棄、地役権
の放棄若しくは設定又は賃賃借
料、地代、小作料若しくは地役の
対償の減額、拂戻若しくは増額の
請求をすることができない。

(農地調整法の適用)

第六十五條 第五十八條から前條ま
での規定は、農地調整法（昭和十
三年法律第六十七号）の適用を妨
げない。

第四款 土地改良区の地

第六十六條 土地改良区は、地区の
変更についての定款の変更の認可
を申請しようとする場合におい
て、新たに地区に編入すべき土地
があるときは、定款及び土地改良
事業計画を公告して、編入すべき
土地につき第三條に規定する資格
を有する者の三分の二以上の同意
を得なければならない。

2 地区内にある土地が、その土地
改良区の事業により利益を受けな
いことが明らかになつた場合にお
いて、その土地についての組合員
の申出があるときは、その土地改
良区は、その土地をその地区から
除かなければならない。

(解散)
第六十七條 土地改良区は、左に掲
げる事由によつて解散する。

一 総会の議決
二 第三十五條の規定による解
散を命ずる裁判
三 合併

2 総会の議決による解散は、都道
府縣知事の認可を受けなければな
らない。

3 土地改良区が第一項第一号又は
第二号に掲げる事由によつて解散
したときは、都道府県知事は、遅
滞なくその旨を公告しなければな
らない。

4 土地改良区の解散は、前項の規
定による公告があるまでは、これ
をもつて第三者（組合員を除く。）
に対抗することができない。

(清算人)

第六十八條 土地改良区が解散した
ときは、合併によつて解散した場
合を除いて、理事がその清算人と
なる。但し、総会で他の者を選任
した場合には、この限りでない。

(清算人の財産調査義務)
第六十九條 清算人は、就職の後、
遅滞なく、土地改良区の財産の現
況を調査し、財産目録を作り、財
産処分の方法を定め、これを総会
に提出してその承認を求めなけれ
ばならない。

(残余財産処分の制限)
第七十條 清算人は、土地改良区の
債務を弁済した後でなければ、そ
の残余財産を処分することができ
ない。

(清算人の決算報告義務)
第七十一條 清算事務が終つたとき
は、清算人は、遅滞なく、決算報
告書を作り、これを総会に提出し
てその承認を求めなければならな
い。

(合併の議決)

第七十二條 土地改良区は、合併を
しようとする場合には、総会にお
いてその旨を議決しなければなら
ない。

第七十三條 合併をする土地改良区
の一方が合併後存続する場合に
は、その土地改良区は、関係各土
地改良区の合併の議決書を添附し
て第三十條第二項の規定による定
款の変更の認可を申請しなければ
ならない。

2 都道府県知事は、前項の認可を
したときは、遅滞なく、合併後存
続する土地改良区については、第
三十條第三項の規定による公告、
合併によつて消滅する土地改良区
については、解散の公告をしなけ
ればならない。

3 第一項に規定する合併は、前項
の公告があるまでは、これをもつ
て第三者（当該関係土地改良区の
組合員を除く。）に対抗することが
できない。

(新設合併)
第七十四條 合併によつて土地改良
区を設立しようとする場合には、
関係各土地改良区の総会で組合員
のうちから選挙した者が第五條の
申請人となり、設立に必要な行爲
をしなければならない。

2 前項の場合において、第五條第
一項の規定による申請をするに
は、関係各土地改良区の合併の議
決書を添附しなければならない。

3 第一項の場合において、都道府
県知事は、第十條第一項の認可を
したときは、遅滞なく、合併によ
つて消滅する土地改良区について
は、解散の公告、合併によつて設
立した土地改良区については、同
條第三項の規定による公告をしな
ければならない。

4 第一項に規定する合併は、前項

の公告があるまでは、これをもつ
て第三者（当該関係土地改良区の
組合員を除く。）に対抗することが
できない。

(合併による権利義務の承継)

第七十五條 合併後存続する土地改
良区又は合併によつて成立した土
地改良区は、合併によつて消滅し
た土地改良区の権利義務（その土
地改良区がその行方事業に關し、
行政廳の許可、認可その他の処分
に基いて有する権利義務を含む。）
を承継する。

(民法及び非訟事件手続法の適用)

第七十六條 土地改良区の解散及び
清算には、民法第七十三條（清算
法人）、第七十五條（裁判所による
清算人の選任）、第七十六條（清算
人の解任）、第七十八條から第八十
條まで（清算人の職務権限、債權
申出の公告及び催告、期間後に申
し出た債權）、第八十二條（解散・
清算の監督）及び第八十三條（清
算終了の届出）並びに非訟事件手
続法（明治三十一年法律第十四
号）第三十五條第二項（法人の解
散・清算の監督の管轄）、第三十六
條（検査人の選任）、第三十七條ノ
二（裁判所の選任した清算人・檢
査人の報酬）、第三十五條ノ二十
五第三項及び第三項（裁判所の監
督上の調査等）、第三十六條（清
算事件の管轄）、第三十七條（清
算人の選任・解任の裁判）及び第
百三十八條（清算人不適格者の規
定）を準用する。

第五款 土地改良区連合
(設立)

第七十七條 土地改良区は、その事

業の一部を共同して行つたため、土地改良区連合を設立することができ。 2 土地改良区は、土地改良区連合を設立しようとする場合には、省令の定めるところにより、定款、土地改良事業計画その他必要な事項を協議して定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 (名称統一) 第七十八條 土地改良区連合は、その名称中に土地改良区連合という文字を用いなければならない。 2 土地改良区連合でないものは、その名称中に土地改良区連合という文字を用いてはならない。 (定款) 第七十九條 土地改良区連合の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。 一 名称及び認可番号 二 所属土地改良区 三 事業 四 事務所所在地 五 経費の分担に関する事項 六 役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項 七 議員に関する事項 八 事業年度 九 公告の方法 2 事業年度については、省令で定める。 (総会の組織) 第八十條 土地改良区連合の総会は、定款の定めるところにより、所属土地改良区がその組合員のうちから選出する議員で組織する。 2 土地改良区連合は、総代会を設けることができる。	(所属土地改良区の増減) 第八十一條 土地改良区連合は、その所属土地改良区の数を増減しようとする場合には、関係土地改良区の協議によつて、省令の定めるところにより、定款、土地改良事業計画その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 (役員) 第八十二條 理事は、定款の定めるところにより、議員のうちから総会で選挙する。 (合併の禁止) 第八十三條 土地改良区連合は、合併をすることができない。 (土地改良区に関する規定の準用) 第八十四條 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に関する規定を準用する。 第二節 國又は都道府県の行う土地改良事業 (申請) 第八十五條 第三條に規定する資格を有する十五人以上の者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域について國又は都道府県が土地改良事業を行うべきことを、國の行うべきもの(以下「國営土地改良事業」という。)にあつては、國営土地改良事業(以下「國営土地改良事業」という。)にあつては、都道府県知事に、それぞれ申請することができる。 2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の一定の地域について行うべき土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を公告して、その地域内にある土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。 3 第一項の規定による申請をするには、その申請書に前項の規定により公告した事項を記載した書面及び同意があつたことを証する書面並びに当該地域につき、土地改良区又は土地改良区連合を設立すべきことを記載した書面を添附し、これを関係都道府県知事に提出しなければならない。 (申請の予備審査) 第八十六條 前條の規定による申請があつた場合には、都道府県知事は、(その申請に係る國営土地改良事業の地域が二以上の都府縣の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府縣の知事がその協議により、その申請に係る事項につき予備審査を行わなければならない。) 2 前項の場合には、第六條第二項から第六項までの規定を準用する。 3 都道府県知事又は当該関係都道府県知事は、農林大臣に対する申請に係る事項につき前項において準用する第六條第六項の規定により適當とする旨の決定をしたときは、遅滞なく、その申請に係る書類を添附して、その旨を農林大臣に進達しなければならない。 (國営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)	令の定めるところにより、同項の一定の地域について行うべき土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を公告して、その地域内にある土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。 3 第一項の規定による申請をするには、その申請書に前項の規定により公告した事項を記載した書面及び同意があつたことを証する書面並びに当該地域につき、土地改良区又は土地改良区連合を設立すべきことを記載した書面を添附し、これを関係都道府県知事に提出しなければならない。 (申請の予備審査) 第八十六條 前條の規定による申請があつた場合には、都道府県知事は、(その申請に係る國営土地改良事業の地域が二以上の都府縣の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府縣の知事がその協議により、その申請に係る事項につき予備審査を行わなければならない。) 2 前項の場合には、第六條第二項から第六項までの規定を準用する。 3 都道府県知事又は当該関係都道府県知事は、農林大臣に対する申請に係る事項につき前項において準用する第六條第六項の規定により適當とする旨の決定をしたときは、遅滞なく、その申請に係る書類を添附して、その旨を農林大臣に進達しなければならない。 (國営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)	第八十七條 農林大臣が前條第三項の規定による進達があつた場合においてその進達に係る事項を相当と認めるとき、又は都道府県知事が同條第一項の規定により適當とする旨の決定をしたときは、農林大臣又は都道府県知事は、それぞれ、その進達又は決定に係る國営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うため、その計画を定めなければならない。 2 前項の場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。 3 農林大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。 4 当該事業の利害関係人は、当該土地改良事業計画に対して異議があるときは、それぞれ、農林大臣又は都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。 5 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第三項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。 6 國又は都道府県は、第四項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。	令の定めるところにより、同項の一定の地域について行うべき土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を公告して、その地域内にある土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。 3 第一項の規定による申請をするには、その申請書に前項の規定により公告した事項を記載した書面及び同意があつたことを証する書面並びに当該地域につき、土地改良区又は土地改良区連合を設立すべきことを記載した書面を添附し、これを関係都道府県知事に提出しなければならない。 (申請の予備審査) 第八十六條 前條の規定による申請があつた場合には、都道府県知事は、(その申請に係る國営土地改良事業の地域が二以上の都府縣の区域にわたる場合にあつては、当該関係都府縣の知事がその協議により、その申請に係る事項につき予備審査を行わなければならない。) 2 前項の場合には、第六條第二項から第六項までの規定を準用する。 3 都道府県知事又は当該関係都道府県知事は、農林大臣に対する申請に係る事項につき前項において準用する第六條第六項の規定により適當とする旨の決定をしたときは、遅滞なく、その申請に係る書類を添附して、その旨を農林大臣に進達しなければならない。 (國営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画)	第八十七條 農林大臣が前條第三項の規定による進達があつた場合においてその進達に係る事項を相当と認めるとき、又は都道府県知事が同條第一項の規定により適當とする旨の決定をしたときは、農林大臣又は都道府県知事は、それぞれ、その進達又は決定に係る國営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行うため、その計画を定めなければならない。 2 前項の場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。 3 農林大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上相当の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。 4 当該事業の利害関係人は、当該土地改良事業計画に対して異議があるときは、それぞれ、農林大臣又は都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。 5 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第三項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。 6 國又は都道府県は、第四項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。	7 農林大臣又は都道府県知事は、前條の規定による進達又は決定がない場合においても、自作農創設特別措置法第四十一條第一項に掲げる土地についての第二條第二項第三号に掲げる事業又は同項第四号に掲げる事業を行うため、國営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画を定めることができる。 この場合には、第三項から前項までの規定は適用しない。 (急務の場合) 第八十八條 災害のため急速に第二條第二項第五号に掲げる土地改良事業を行う必要がある場合には、國又は都道府県は、前條の規定にかかわらず、緊急工事計画を定めてその事業の工事に着手することができる。 (工事の委任) 第八十九條 農林大臣は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の工事の一部を都道府県知事に行わせることができる。 (國営事業の負担金) 第九十條 國は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域内に包括する都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。 2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものから、その者の受ける利
--	---	--	---	--	---	---

けることができない。

府縣營土地改良事業計画

手してはならない。

するものから、その者の受ける利

益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3 前項に掲げる者が國營土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府縣は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

4 前二項の場合において、第八十八條の規定による國營土地改良事業に係る負担金については、都道府縣は、その徴収を受けるべき者の同意を得なければならない。

5 第二項又は第三項の処分を受けた者は、その処分について異議があるときは、前項に規定する場合を除いて、都道府縣知事にこれを申し立てることができる。但し、その処分を受けた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

6 第二項及び第三項の負担金は、第八十八條の規定による國營土地改良事業に係るものを除いて、地方税の滞納処分等の例によつて、これを徴収することができる。但し、先取特権の順位は、府縣税に次ぐものとする。

(都道府縣營土地改良事業の分担金)

第九十一條 都道府縣は、政令の定めるところにより、都道府縣營土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他農林大

臣の指定するものから、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七十七條の分組金を徴収することができる。この場合には、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

(権利関係の調整)

第九十二條 國營土地改良事業又は都道府縣營土地改良事業を行つた場合には、第五十九條、第六十二條及び第六十五條の規定を準用する。この場合において、第六十二條第一項中「組合員」とあるのは、「第九十條第二項の負担金又は第九十一條の分組金を負担した者(第九十條第三項又は第九十一條後段の規定により徴収される金銭に充てられた土地改良区が第三十六條第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。）」と読み替へる。

第九十三條 國は、土地改良区その他の者が、省令の定めるところにより、その所有し、又は管理するかんがい排水施設を國において管理すべきことを申し出た場合において、その申出を相当と認めるときは、その施設を管理することができる。

2 都道府縣は、土地改良区その他の者が、省令の定めるところにより、その所有し、又は管理するかんがい排水施設又は埋立地若しくは干拓地の堤を都道府縣において管理すべきことを申し出た場合において、その申出を相当と認めるときは、その施設又は堤を管理

することができる。

(國有土地物件の管理及び処分)

第九十四條 左に掲げるものであつて普通財産であるものは、農林大臣が管理し、又は処分する。

一 國營土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利

二 第二百十條の規定により收用し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

三 國有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、國營土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

2 農林大臣は、前項各号に掲げるものを、都道府縣、市町村又は土地改良区その他農林大臣の指定する者に管理させることができる。

3 第一項各号に掲げるものの管理又は処分及び前項の規定による管理の委託について必要な事項は、政令で定める。

第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良

事業

(事業の開始等)

第九十五條 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が土地改良事業を行おうとする場合、又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、規約及び土地改良事業の計画の概要を定め、その事業についての予備審査を都道府縣知事に申請しなければならない。

2 農業協同組合又は農業協同組合連合会は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、規約及び土地改良事業の計画の概要につき總會の議決を経、且つ、その計画に係る土地につき所有権、地上権、質権、賃借権又は使用貸借又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3 第一項の場合には、第六條から第九條まで及び第十條第一項の規定を準用する。

4 都道府縣知事は、前項において準用する第十條第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

5 前項の認可のあつた規約若しくは土地改良事業計画を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合に、前四項及び第四十八條第六項の規定を準用する。

6 規約若しくは土地改良事業計画の決定若しくは変更又は土地改良事業の廃止は、第四項(前項において準用する場合を含む。)の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(当該農業協同組合の組合員及び第二項の同意をした者を除く。)に對抗することができない。

(土地改良区に関する規定の準用)

第九十六條 前條の規定により行う土地改良事業には、第四十六條、第四十七條、第五十條、第五十一條、第五十二條第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで、第五十三條から第五十五條まで並びに第五十七條の規定を準用する。この場合において、これらの

規定中「土地改良区」とあるのは、

「農業協同組合、農業協同組合連合会又は数人共同して土地改良事業を行う者」と、第五十二條第三項中「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者で組織する會議の議決を経なければならない。」とあるのは、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。」と読み替へる。

第三章 市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合の行う交換分合

(市町村農地委員会の交換分合計画の決定手続)

第九十七條 權原に基き耕作の業務を営む者二人以上が、省令の定めるところにより、これらの者が耕作の目的に供している農地を含む一定の農地を定め、その農地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者の二分の一以上の同意を得てその一定の農地に関する第二條第二項第六号に掲げる事業(以下「交換分合」という。)を行うべきことを請求した場合において、その農地が、市町村の区域内にある場合にあつては当該市町村の農地委員会が、その農地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係市町村の農地委員会がその協議により、その請求を相当と認めるときは、その農地に関し交換分合を行うため交換分合計画を定める。

2 前項の規定による請求がない場合においても、特に必要があるとき、交換分合すべき農地が一市町村の区域内にある場合にあつては当該市町村農地委員会が、その農地が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては当該関係市町村農地委員会がその協議により、省令の定めるところにより、交換分合を行ふべき農地及び交換分合計画の概要を公告し、その農地について前項に掲げる権利を有する者の二分の一以上の同意を得て、その農地につき交換分合計画を定めることができる。	6 都道府縣農地委員会は、前項の規定による請求を受けた場合には、その請求のあつた農地の全部又は一部に關し交換分合計画を定めることを不相当と認めるときを除いて、その請求を受けた日から三十日以内に前項の規定による指示をしなければならない。 第九十八條 市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定により交換分合計画を定めるときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ、六十日間交換分合計画書を縦覧に供しなければならない。	3 前二項の規定による市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会が交換分合計画を定めるには、その交換分合計画により交換分合すべき農地についての第一項に掲げる権利を有する者の三分の二以上の同意がなければならぬ。 4 前項の場合において、当該農地の全部又は一部が土地改良区の区域内にあるときは、その土地改良区の意見をきかなければならぬ。	2 市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定による公告をしたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農地についての所有権、地上権、水小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者（その農地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。	5 市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会が、第一項の規定による申請を受けた日から六箇月以内に、その請求のあつた交換分合を行つた交換分合計画を定めないう場合は、その期間経過後六十日以内に、都道府縣農地委員会に対して、その市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会にその交換分合計画を定めるより指示すべき旨を請求することができる。	3 前項に掲げる権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会にこれを申し立てることができる。但し、第一項に規定する縦覧期間を経過したときは、この限りでない。	4 市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定による申立を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。	5 前項の規定による決定に対して不服がある申立人は、都道府縣農地委員会に訴願をすることができ。但し、その決定後十日を経過したときは、この限りでない。
5 前項の異議の申立がないとき、異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、且つ、第五項の訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、遅滞なく当該交換分合計画について都道府縣知事の認可を受けなければならない。	6 都道府縣農地委員会は、前項の訴願を受理したときは、同項但書に規定する期間満了後六十日以内にこれを裁決しなければならない。	7 第三項の異議の申立がないとき、異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第四項の規定による決定があり、且つ、第五項の訴願の提起があつたとき、又は訴願の提起があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による裁決があつたときは、市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、遅滞なく当該交換分合計画について都道府縣知事の認可を受けなければならない。	8 都道府縣農地委員会は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。 9 第一項、第二項又は第四項の場合において、関係市町村農地委員会が公告、縦覧又は通知をするに、そのすべてが協賛してこれを行はなければならない。	4 市町村農地委員会又は関係市町村農地委員会は、前項の規定による申立を受けたときは、第一項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。	6 前項の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。 7 前項の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。	8 都道府縣農地委員会は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。 9 第一項、第二項又は第四項の場合において、関係市町村農地委員会が公告、縦覧又は通知をするに、そのすべてが協賛してこれを行はなければならない。	7 前項の認可を受けたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。 8 都道府縣知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第五項
9 都道府縣知事は、前項の規定による決定をするには、都道府縣農地委員会の意見をきかなければならない。 10 都道府縣知事は、第七項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第八項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができない。 11 都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。	10 都道府縣知事は、第七項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第八項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができない。 11 都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。	10 都道府縣知事は、第七項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第八項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができない。 11 都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。	10 都道府縣知事は、第七項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第八項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができない。 11 都道府縣知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。				

求することができる。

規定する縦断期間満了後六十日以内

合を行おうとする場合には、交換

による申立を受けたときは、第五項

定めることができる。

第二百二條 農地の所有権についての交換分合については、交換分合計画において交換分合により所有者が取得すべき農地及び失うべき農地並びに所有権の移轉の時期を定めなければならない。

2 前項の場合において、所有者の取得すべきすべての農地と失うべきすべての農地とは、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を、省令の定めるところにより、総合的に勘案して、おおむね同等でなければならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

3 第一項の場合には、所有者が取得すべきすべての農地は、その地積及び価格において、その者が失うべきすべての農地は比べて二割以上の増減があつてはならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

4 第二項の場合において、所有者が取得すべき農地と失うべき農地とが地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等により相殺することができない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支拂の方法及び時期を定めなければならない。

第二百三條 前條第一項の場合において、所有者が失うべき農地につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、これらの権利に代るべき先取特権、質権又は抵当権を設定すべき農地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間その他の条件を定めなければならない。

2 前項の場合には、当該権利を設定すべき農地は、所有者が所有し、又は取得すべき農地であつて、その価格がその設定すべき権利に照應する現在の権利の目的となつている農地の価格と同等以上のものでなければならない。

3 第一項の場合において、当該所有者が前條第四項の規定による清算金を取得すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を設定すべき農地は、その清算金の限度内において、その設定すべき権利に照應する現在の権利の目的となつている農地の価格より低い價格の農地でよい。この場合には、これらの價格の差額に相当する現在の権利の及ぶべき清算金の額を定めなければならない。

4 第一項の場合には、設定すべき権利の存続期間は、その権利に照應する現在の権利の存続期間とし、その他の条件は、現在の権利の条件によらなければならない。

第二百四條 第二百二條第一項の場合において、所有者が失うべき農地につき地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利があるときは、これらの権利に代るべき地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利を設定すべき農地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間、対価その他の条件を定めなければならない。

2 前項の場合には、第二百二條第二項から第四項まで及び前條の規定を準用する。

第二百五條 第二百二條第一項の場合において、当該交換分合により地役権を設定する必要があると認めら

れるときは、その地役権を設定すべき土地、地役権者並びにその地役権の設定の時期及び地役権の目的その他の条件を定め、現に地役権を有する者がその権利を行使する利益を受ける必要がなくなると認められるときは、その権利及び消滅の時期を定めなければならない。

(交換分合の効果)

第二百六條 第九十八條第八項又は第九十九條第十一項(第九百條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による公告があつたときは、その公告があつた交換分合計画の定めるところにより、所有権が移轉し、先取特権、質権、抵当権、地上権、永小作権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、又は地役権が設定され、若しくは消滅する。

2 前項の規定により先取特権、質権、抵当権、地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利が設定された場合には、これに照應する従前の権利は、これらに照應する設定された時において消滅する。但し、第二百三條第三項(第九百四條第二項において準用する場合を含む。)の規定により先取特権、質権又は抵当権の及ぶべき額を定めた場合には、これらの権利は、この額の清算金については、なお存続するものとする。

(所有権以外の権利についての交換分合)

第二百七條 農地の地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利についての交換分合には、第二百二條

から前條までの規定を準用する。

(清算金)

第二百八條 第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつたときは、市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支拂わなければならない。

2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができ

3 市町村農地委員会は、市町村又は農業協同組合に対し、政令の定めるところにより、前二項の規定による清算金の支拂及び徴収を委任することができる。

(農地の形質変更等の禁止)

第二百九條 第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつた後は、その公告があつた交換分合計画において定める農地につき所有権その他の権利を有する者は、交換分合に支障を及ぼすおそれのない場合を除いて、都道府県知事の許可を受けなければならない。その農地の形質を変更してはならない。

(自作農創設特別措置法の先買権の特例)

第二百十條 自作農創設特別措置法第二十八條第一項(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、交換分合計画の定めるところにより農地の所有権を移轉する場合には、適用しない。

より自作農創設特別措置法第十六條又は同法第四十一條の規定による買渡があつた農地の所有権を取得した者は、同法第二十八條第一項に規定する「農地の所有権を承継した者(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)とみなす。

3 交換分合計画の定めるところにより農地の所有権を移轉する者が、自作農創設特別措置法第十六條又は同法第四十一條の規定によりその農地の買渡を受けた者又はその者からその農地の所有権を承継した者である場合には、その者がその交換分合計画の定めるところにより取得すべき農地で同法第十六條又は第四十一條の規定により買渡を受けた農地に照應するものとして市町村農地委員会が指定するものにつき、その取得の時期に同法第二十八條第三項(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定による買渡があつたものとみなす。

(農地以外の土地等の権利についての交換分合)

第二百十一條 第九十七條から前條までの規定は、農地の集團化に伴つて行つた農地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合について準用する。

第四章 補則

(書類の送付に代る公告)

第二百十二條 住所又は居所が知れない場合その他書類の送付をすることができない場合において、行政廳又は土地改良区がその送付に代

えて公告をしたときは、その公告があつた日に書類を発送したものとみなし、その公告があつた日から十日を経過したときに相手方に到達したものとみなす。

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第百十三條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分、手続その他の行為は、土地改良事業に關係がある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(分合筆手続の代行)

第百十四條 土地改良事業を行う者は、その事業を行うため土地を分筆し、又は合筆する必要がある場合には、その土地の所有者に代つて土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第二十六條に規定する手続をすることが出来る。

(登記の特例)

第百十五條 土地改良事業の施行に係る地域内にある不動産の登記については、政令で特例を定めることが出来る。

(他の登記の停止)

第百十六條 第五十二條第八項(第九十六條において準用する場合を含む。以下本條及び第三十一條において同じ。)の規定による公告があつた後は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に關しては、その土地改良事業による登記をした後でなければ他の登記をすることができない。但し、登記の申請人が確定日附のある書類により同項の規定による公告前に登

記原因の生じたことを証明した場合に、この限りでない。

(施行に係る地域を数区に分けた場合)

第百十七條 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各々の区及びその区に係る土地改良事業は、第四十六條、第五十一條、第五十二條及び第五十五條(第九十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

(測量、検査又は測量の閲覧等の手続)

第百十八條 左に掲げる者は、土地改良事業に關し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は検査することが出来る。

一 國若しくは都道府縣の職員
二 土地改良区の役職員
三 都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の委員又はこれらの委員会の事務に従事する者

四 第五條、第七條又は第八十五條の規定による申請をしようとする者

2 前項第四号の者が同項の行為をするには、あらかじめ当該土地の所在地の市町村長の許可を受けなければならない。

3 第一項の場合には、同項第一号から第三号までの者はその身分を示す証書を、同項第四号の者は前

項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の場合には、同項第一号の國若しくは都道府縣、第二号の土地改良区、第三号の都道府縣農地委員会若しくは市町村農地委員会又は第四号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 第十項第十号から第三号までの者は、当該事業の施行に係る地域を管轄する登記所、漁業免許に關する登録の所管廳、土地台帳若しくは家屋台帳の所管廳又は市町村の事務所に、無償でその事業に關し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその原本の交付を求めることが出来る。

(障害物の移轉等)

第百十九條 國、都道府縣又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移轉し、除去し、又は取りこむことが出来る。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(土地等の収用又は使用)

第百二十條 國、都道府縣又は土地改良区は、土地改良事業の施行に伴い排水機又は地下水源の利用に關する設備を設置するために必要な土地を土地収用法(明治三十三年法律第二十九号)の規定によ

り収用し、又は使用することが出来る。

2 前項の規定は、土地の所有権及び担保権以外の権利、土地に定着する物件又はこれに關する権利、土石砂れき又は水の使用に關する権利の収用又は使用に準用する。

(急迫の際の使用等)

第百二十一條 國、都道府縣又は土地改良区は、その管理するかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設(土地改良事業の工事中に係るものを含む。)の風雪、出水又は高潮若しくは土石の崩れによる急迫の災害を防ぐため必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又はその土石竹木その他の現品を使用し、若しくは収用することが出来る。但し、時價によりその損失の全額を補償しなければならない。

(損失補償)

第百二十二條 土地改良事業を行う者は、その事業の利害關係人がその事業によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 第十條第三項、第四十八條第七項、第八十七條第三項、第九十五條第四項(同條第五項において準用する場合を含む。)、第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を附加増置した場合に、これについての損失は、補償しなくともよい。但し、都道府縣知事の許可を受けてこれらの行為をし

た場合には、この限りでない。

3 土地改良区の組合員は、第六十一條第三項及び第百十八條から前條までに規定する場合を除いては、その土地改良区が行う事業によつて受けた損失の補償を請求することが出来ない。但し、規約に特別の定がある場合には、この限りでない。

(補償金等の供託)

第百二十三條 土地改良事業を行う者は、換地計画若しくは交換分合計画に定める清算金又は第百十九條若しくは前條の規定による補償金を支拂う場合において、当該土地、物件又は権利につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金又は清算金を供託しなければならない。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する者から供託をなくともよい旨の申出があつた場合には、この限りでない。

2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金又は清算金に對して、その権利を行うことが出来る。

(数都府縣にわたる事項の処理)

第百二十四條 土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の都府縣にわたる場合には、この法律において都道府縣知事の権限に属させた事項は、第八十五條及び第八十六條に規定するものを除いて、農林大臣が処理する。

(特別区等に対する規定の適用)

第百二十五條 この法律中市町村又

は市町村長に關する規定は、特別
区のある地にあつては特別区又は
特別区の区長に、地方自治法第五
十五條第二項の市にあつては区又
は区長に、全部事務組合又は役場
事務組合のある地にあつては組合
又は組合の管理者に、市町村農地
委員会に關する規定は、地区農地
委員会に設けられてゐる市町村の
地区にあつては地区農地委員会に
適用する。

（補助金の交付及び被補助者に対
する監督）
第二百二十六條 國は、その予算の範
圍内において、農地の改良、開発、
保全又は集團化を行う者に対して
補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けよう
とする者は、省令の定めるところ
により、補助金の交付申請書を事
業計画書、事業予算書その他必要
な書類とともに農林大臣に提出し
なければならない。

3 農林大臣は、前項の提出書類を
審査し、適當と認めるときは、補
助金の交付を決定するものとす
る。

第二百二十七條 農林大臣は、前條の
規定による補助金の交付の目的を
最もよく達成するため、補助金の
交付を受ける者に対して、当該事
業の施行に關し必要な指示を行
い、当該事業の目的たる施設を検
査し、報告書の提出を命じ、その
他必要な処分をすることができ
る。

2 農林大臣は、前項に規定する者
が補助金の交付の目的を達成し得
ないと認められる場合には、その

者に対して、補助金の全部若しく
は一部を交付せず、その交付を停
止し、又は交付した補助金の全部
若しくは一部の返還を命ずること
ができる。

3 返還すべき補助金は、地方公共
團體が返還するものを除いて、國
税滞納処分等の例によつて徴収す
ることができる。但し、先取特權の
順位は、國税に次ぐものとする。

第二百二十八條 農林大臣は、都道府
縣に對するものを除いて、政令の
定めるところにより、前二條の規
定による權限の一部を都道府縣知
事に行わせることができる。

第二百二十九條 前三條に規定するも
のの外、補助金の交付に關し必要
な事項は、政令で定める。

2 異議の申立に關する期間の計算
（異議の申立に關する期間の計算
等）
第二百三十條 この法律の規定による
異議の申立の期間の計算をする場
合には、郵便物の輸送に要した日
数は、期間に算入しない。

2 異議の申立は、期間が経過した
後においても、容認すべき事由が
あると認めるときは、なお受理す
ることができる。

（報告の徴収）
第二百三十一條 農林大臣又は都道府
縣知事は、土地改良区又は第九十
五條の規定により数人共同して土
地改良事業を行う者に法令、法令
に基いてする行政處の処分又は定
款、規約、土地改良事業計画、換
地計画若しくは交換分合計画を遵
守させるために必要があると認め
るときは、これらの者からその事
業に關し報告を徴収することができ
る。

（業務状況の検査）
第二百三十二條 土地改良区の組合員
が、總組合員の十分の一以上の同
意を得て、その土地改良区の事業
又は会計が法令、法令に基いてす
る行政處の処分又は定款、規約、
土地改良事業計画、換地計画若し
しくは交換分合計画に違反する疑
があることを理由として検査を請求
した場合には、都道府縣知事は、
その土地改良区の事業又は会計の
状況を検査しなければならない。

2 農林大臣又は都道府縣知事は、
土地改良区又は第九十五條の規定
により数人共同して土地改良事業
を営む者の事業又は会計が法令、
法令に基いてする行政處の処分又
は定款、規約、土地改良事業計画、
換地計画若しくは交換分合計画に
違反すると認められる場合には、何
時でも、その業務又は会計の状況を
検査することができる。

（違反行為に対する措置）
第二百三十三條 土地改良区の組合員
が、總組合員の十分の一以上の同
意を得て、その土地改良区の事業
又は会計が法令、法令に基いてす
る行政處の処分又は定款、規約、
土地改良事業計画、換地計画若し
しくは交換分合計画に違反する疑
があることを理由として検査を請求
した場合には、都道府縣知事は、
その土地改良区の事業又は会計の
状況を検査しなければならない。

第二百三十四條 農林大臣又は都道府
縣知事は、前條の規定による検査
を行つた場合において、当該土地
改良区又は数人共同して土地改良
事業を行う者の業務又は会計が法
令、法令に基いてする行政處の処
分又は定款、規約、土地改良事業
計画、換地計画若しくは交換分合
計画に違反すると認めるときは、
これらの者に対し必要な措置を採
るべき旨を命ずることができる。

（解散を命ずる裁判）
第二百三十五條 土地改良区が第十五
條に規定する事業以外の事業を行
つたときは、裁判所は、農林大臣
又は都道府縣知事の申立により、
その土地改良区の解散を命ずるこ
とができる。

2 前項の規定による事件は、当該
土地改良区の主たる事務所の所在
地を管轄する地方裁判所の管轄と
する。

3 第一項の場合における手続につ
いては、最高裁判所の定めるところ
による。

（決議、選挙等の取消等）
第二百三十六條 土地改良区の組合員
が、總組合員の十分の一以上の同
意を得て、総会、総代会の招集手
続若しくは議決の方法又は役員若
しくは議員の選挙の方法が法令、
法令に基いてする行政處の処分又
は定款若しくは規約に違反するこ
とを理由としてその議決又は選挙
若しくは当選の取消を請求した場
合において、都道府縣知事は、そ
の違反の事実があると認めるとき
は、その決議又は選挙若しくは当
選を取り消すことができる。

第二百三十七條 第九十九條第三項（第九十
六條 第九十九條第二項及び第九
十一條において準用する場合を含
む。）の會議に準用する。

2 前項の規定は、第四十八條第二
項及び第五十二條第三項（第九十
六條 第九十九條第二項及び第九
十一條において準用する場合を含
む。）の會議に準用する。

第二百三十八條 左の各号の一に該當
する者は、六月以下の懲役又は三
万円以下の罰金に処する。
一 第九十八條第一項の規定によ
り國又は都道府縣の職員が行つた
行為又は検査を拒み、妨げ又は忌
避した者

二 第九十九條の規定により國又
は都道府縣の職員が行つた行為
除去又は取りこわしを拒み、妨
げ又は忌避した者
三 第二百二十七條第一項又は第百
三十三條の規定による検査を拒
み、妨げ、又は忌避した者
四 第二百二十七條第一項又は第百
三十二條の規定による報告をせ
ず、又は虚偽の報告をした者

第二百三十九條 土地改良事業の施行
に關して設けた標識を移轉し、汚
損し、き損し、又は除去した者
は、三万円以下の罰金に処する。

第二百四十條 土地改良区の役員若し
しくは総代又は土地改良区連合の役
員若しくは議員が、その職務に關
して賄賂を受受し、又は要求し、
若しくは約束したとき、三年以下
の懲役に処する。よつて不正の行
爲をし、又は相當の行爲をしない

三三

ときは、七年以下の懲役に処する。

2 前項に掲げる役員、総代又は議員であつた者がその在職中に請託をうけて職務上不正な行爲をし、又は相当の行爲をしなかつたことに關し賄賂を受つた、要求し又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第一項に掲げる役員、総代又は議員がその職務に關し請託を受けて第三者に賄賂を供與させ、又はその供與を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は、沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴する。

第四百四十一條 前條第一項から第三項までに掲げる者に対して賄賂を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前條の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第四百四十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第三百三十七條及び第三百三十八條に規定する違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金を科する。

第四百四十三條 左の場合において、土地改良区又は土地改良区連合の理事若しくは監事又は清算人

を三万円以下の過料に処する。

一 第十五條に規定する事業以外の事業を営んだとき。

二 第四十一條第一項の規定に違反したとき。

三 第六十九條又は第七十一條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

四 第七十條の規定に違反して土地改良区の残余財産を分配したとき。

五 第七十六條において準用する民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき。

六 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき。

第四百四十四條 左の場合において、土地改良区又は土地改良区連合会の理事若しくは監事又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 第二十條の規定に違反したとき。

二 第二十五條第一項、第二十六條又は第二十七條の規定に違反したとき。

三 第二十九條第一項の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は同條第二項の規定による省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

四 第二十九條第三項の規定に違反して書簿の閲覧を拒んだとき。

五 第三百三十四條の規定による命令に違反したとき。

第四百四十五條 第十四條第二項又は第七十八條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める。